

令和6年

南部町議会第1回定例会会議録

令和6年3月 4日 開会

令和6年3月15日 閉会

山梨県南部町議会

令和 6 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

3 月 4 日

令和6年南部町議会第1回定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

令和6年3月4日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸報告 |
| 日程第4 | 議案第1号 DX推進課の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第2号 南部町会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第3号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第4号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第5号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第6号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第7号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第8号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第9号 南部町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第10号 南部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第29号 南部町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第11号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第16 | 議案第12号 教育委員会教育長の任命について |
| 日程第17 | 議案第13号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第18 | 議案第14号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号） |
| 日程第19 | 議案第15号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第20 | 議案第16号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第6号） |
| 日程第21 | 議案第17号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第6号） |
| 日程第22 | 議案第18号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号） |

日程第23 議案第19号 令和6年度南部町一般会計予算
 日程第24 議案第20号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計予算
 日程第25 議案第21号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計予算
 日程第26 議案第22号 令和6年度南部町介護保険特別会計予算
 日程第27 議案第23号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第28 議案第24号 令和6年度南部町睦合財産区特別会計予算
 日程第29 議案第25号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計予算
 日程第30 議案第26号 令和6年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第31 議案第27号 令和6年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第32 議案第28号 令和6年度南部町簡易水道事業会計予算
 日程第33 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 芦澤潤一郎	2番 望月憲之
3番 望月小五郎	4番 塩津悟
5番 望月郁夫	6番 木内秀樹
7番 遠藤高芳	8番 高橋茂広
9番 遠藤光宣	10番 仲亀佳定
11番 小泉昇一	12番 望月光彦

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

6番 木内秀樹	7番 遠藤高芳
---------	---------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	佐野和広	教 育 長	入月一巳
代表監査委員	田中清一	秘書政策監	滝基成
会計管理者	渡辺幸博	総務課長	渡辺雄治
企画課長	杉山一陽	財政課長	遠藤一明
税務課長	仲亀哲也	交通防災課長	金井貴
子育て支援課長	岡村忠	福祉保健課長	近藤利也
住民課長	若林安彦	産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	佐野郁夫
建設課長	尾崎龍次	水道環境課長	遠藤成
デイサービスセンター所長	望月裕司	健康管理センター所長	大倉直也
学校教育課長	若林将基	生涯学習課長 （兼）公民館長	遠藤賢

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺正樹

開会 午前 9時30分

○議長（望月光彦君）

皆さん、おはようございます。

令和6年第1回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

令和6年は、元日の能登半島地震発生という幕開けとなりました。

甚大な被害となった被災地は、2カ月を過ぎた今もなかなか復旧が進んでいないようです。

全国から専門職やボランティアが駆けつけ、義援金や物資が届けられています。本町からも職員が派遣され、また義援金も予想を上回る金額が寄せられていると聞きます。しかし、被災地ではまだまだ多くの方々が不自由な避難生活を強いられており、永くその心に寄り添っていくことが大切であります。

このたびの地震で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の1日も早い復旧復興を願っております。

さて、本定例会には、令和6年度予算をはじめ、条例の制定、一部改正など、重要な議案が提出されております。議員各位には十分かつ慎重な審議をいただきますようお願いいたします。

また、議会改革の一環として、タブレット端末の使用を開始いたしました。初めてのことで、多少の混乱もあろうかとは思いますが、関係の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

なお、さらに絶え間ない議会改革を推進していくための議案提案もなされる予定です。

それでは、第1回定例会へのご参集にお礼を申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和6年南部町議会第1回定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和6年南部町議会第1回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（望月光彦君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において6番 木内秀樹議員、および7番 遠藤高芳君議員の両名を指名いたします。

○議長（望月光彦君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月22日までの19日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月22日までの19日間とすることに決定いたしました。

○議長（望月光彦君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配付のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長から、お手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願・陳情等についてであります。本日までに陳情1件を受理いたしました。皆さんのお手元に配付いたしましたとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年度会計の令和5年11月分、12月分、令和6年1月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたのでご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（望月光彦君）

日程第4 議案第1号 DX推進課の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第5 議案第2号 南部町会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第6 議案第3号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第7 議案第4号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第8 議案第5号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第6号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第7号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第8号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第9号 南部町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第10号 南部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第29号 南部町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第11号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第16 議案第12号 教育委員会教育長の任命について

日程第17 議案第13号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第9号）

日程第18 議案第14号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

日程第19 議案第15号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第5号）

日程第20 議案第16号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

- 日程第21 議案第17号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第6号）
日程第22 議案第18号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
日程第23 議案第19号 令和6年度南部町一般会計予算
日程第24 議案第20号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計予算
日程第25 議案第21号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計予算
日程第26 議案第22号 令和6年度南部町介護保険特別会計予算
日程第27 議案第23号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第28 議案第24号 令和6年度南部町陸合財産区特別会計予算
日程第29 議案第25号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計予算
日程第30 議案第26号 令和6年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第31 議案第27号 令和6年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第32 議案第28号 令和6年度南部町簡易水道事業会計予算

以上、日程第4 議案第1号から日程第32 議案第28号までの29件について、会議規則第37条の規定により、一括して議題といたします。

町長から、行政報告と併せて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、第1回定例会開催に当たり、提出をいたしました案件の説明に先立ちまして一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、南部町議会第1回定例議会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会開催がされますことに心から感謝を申し上げます。

元旦に、石川県を震源とした令和6年能登半島地震は、石川県能登地方に大きな被害をもたらし、多くの尊い命が犠牲となりました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、そのご家族や、被災された方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

本町も被災されました市町村に寄り添い、1日も早い復旧・復興に向け、全力で取り組んでまいります。

1月4日の仕事始めの日には、本庁舎および分庁舎に義援金箱の設置を指示し、すでに1回目の送金を行いました。また、2月8日には、石川県珠洲市へ支援物資の管理のため、1週間職員を派遣いたしました。また、昨日からも1週間の予定で職員を珠洲市へ派遣しております。

地震をはじめ、大雨などの自然災害は、いつ、どこを襲うか分かりません。改めて自らの命、大切な人の命を守るために、日ごろから災害への備えをお願いいたします。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類へ移行されたことに伴い、行動制限が撤廃され、平時への回帰が進みつつあります。本町でもさまざまなイベントや行事を再開させました。3年余りにわたるコロナ禍によって停滞していた社会経済活動が少しずつ以前の姿を取り戻しているように感じております。

今年の干支は甲辰で、中国の陰陽五行思想によれば、春の日差しがあまねく成長を助ける年であります。

本議会開会中の3月9日に、静岡県と富士市が平成14年度から整備を進めてきました県道富士由比線、富士川かりがね橋がいよいよ開通いたします。

この橋の開通は、本町、長年の悲願であり、私も議長とともに開通式典に出席してまいりま

す。これまで朝夕を中心に、慢性的に交通渋滞が発生しておりましたが、富士市中心部への交通網が整備されることにより、その事業効果が本町にも多岐にわたり表れてくることを期待しております。

それでは、12月定例会以降の行政報告をいたします。

12月17日、町立図書館の名誉館長であります宮西達也氏のミラクルワールドシアターを文化ホールで開催し、出席してまいりました。会場は、町内外の多くのご家族連れでにぎわい、シアターは幕を閉じました。その席上、宮西名誉館長から南部町の子どもたちのために使ってほしいと100万円のご寄付をいただきました。

12月26日、峡南広域行政組合議会臨時会が開会され、組合議員の高橋茂広議員、木内秀樹議員ともども出席してまいりました。条例改正4件、補正予算3件、協議会の設置1件の計8件についてご承認をいただきました。

1月4日、仕事始め式を望月光彦議長に出席いただく中、執り行いました。

令和6年の新春を迎え、コロナ禍からの脱却、早期収束を願うとともに、職員それぞれが健康には十分留意する中で意識改革を促し、一人ひとりがスキルアップを図り、1年間しっかりと仕事をするよう訓示いたしました。

1月6日、はたちのつどいを文化ホールで開催し、60名の若者が出席いたしました。今後も仲間たちと交流を深め、南部町に関わり合いながら、素晴らしい大人になっていただけるようお祝いを申し上げます。

1月7日、南部町消防団恒例の出初め式を文化ホールと南部の火祭り会場の2部構成で挙行いたしました。一斉放水では、消防小型ポンプ車7台が無火災、無災害を祈念し、天高く一斉放水いたしました。町を火災や災害から守るという崇高な使命を担う消防団員の勇姿に、敬意を表するとともに、森田正団長を先頭に、さらなる団員の士気高揚に期待するところでもあります。

1月12日、身延山久遠寺で南部警察署管内の交通安全祈願祭が執り行われ、本堂での安全祈願の読経に続き、境内でパトカーなど関係車両の安全運行を願い、僧侶による加持祈祷など、荘厳な雰囲気の中で執り行われ、出席者一同で交通安全を願いました。

1月17日、18日、22日の3日間にわたり、令和6年度の当初予算、町長査定を行いました。

令和5年度予算は4月に選挙を控えていたため、骨格予算となりましたが、新年度の予算は一般会計で、昨年度より8億5,500万円多い53億8千万円を、本定例会に上程させていただきましたことといたしました。

1月26日、株式会社遊の森代表をはじめ、5名が来庁いたしましたので、アルカディア文化館を案内し、宮西達也先生の企画展や、棚町先生の富士山の絵画を鑑賞いたしました。

また、翌週の1月30日には会員32名が文化館に来館いただきましたが、後日、私のところに多くの方々からその時の感激をお手紙でいただきました。

1月31日、雅叙園ホテルで開催された県人会連合会の新春賀詞交歓会に出席いたしました。本県出身者と名刺交換を行い、友好を深めてまいりました。

2月2日、5日、各課長と面談を行い、令和5年度事業の進捗状況や業務上の課題、6年度に向けて取り組むべきテーマなどについて聞き取りをいたしました。

2月6日から7日の2日間にわたり、山梨県町村町研修会が全国町村会館で開催され出席い

たしました。県内はもとより、都内でも積雪による交通機関の不通により開始時間を繰り下げでの開催となりましたが、全町村長が駆け付け、無事に開催されました。

2月13日、最終区長会を開催いたしました。本年度も感染症対策を取りながらの地域事業など、何かとご苦勞があったことと思います。1年の早さを痛感するとともに、地域発展と行政支援にご尽力いただいた区長の皆さまに感謝状を贈呈させていただきました。

2月14日、身延町総合文化会館において、峡南南部地域の医療連携基本協定締結式が開かれ、協定書に署名をしてまいりました。協定では飯富病院、身延山病院、本町国保診療所の3つの医療機関が、救急医療や在宅医療などで連携を強化すること、大規模災害時の協力体制の構築、さらには将来的に経営基盤強化に向けた取り組みなどを目指すことといたしました。

また、同日の夜、たけのこまつり実行委員会が開催され、今年のたけのこまつりは、4月14日に開催されることが決定されました。

2月16日、峡南衛生組合議会定例会が開会され、組合議員の遠藤光宣議員、望月郁夫議員ともども出席してまいりました。補正予算1件、当初予算1件、同意案件1件の計3件についてご承認をいただきました。

2月21日、国立競技場で、ACL準々決勝でのヴァンフォーレ甲府の試合を観戦いたしました。会場では、試合前に山梨県関係者の方々に営業活動を行ってまいりました。

2月23日、3月9日に開通いたします富士川かりがね橋開通記念プレイベントに出席してまいりました。当日はあいにくの雨でしたが、地元住民や近隣の方々など、開催を待ちわびた多くの人で賑わいました。

2月28日、今年度第3回目の総合教育会議を開催し、南部地区小学校の統合のことや、第2次教育振興基本計画についてなど、教育委員の皆さまと協議をいたしました。この会議も開催するごとに、非常に大きな意義と重要性を持つことを実感しております。今後も、教育委員の皆さまと十分な議論を重ねながら、町の教育と文化を高めてまいりたいと思います。

2月29日、BSよしもとによる市町村長歌自慢、まち自慢の収録が行われました。私は歌いませんでしたが、代わりに職員の中から歌姫が出演します。町の紹介も全国に流れますから、ぜひご覧ください。放映は3月22日、3時からです。

以上で、行政報告を終わります。

それでは、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本定例会への提出議案は、条例の制定が4件、一部改正が7件、組合規約の変更が1件、人事案件が1件、令和5年度補正予算が6件、令和6年度当初予算が10件の合計29件であります。

それでは、議案集の3ページをご覧ください。

議案第1号 DX推進課の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。新たにDX推進課を設置することとしたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要があります。

続きまして、5ページ、議案第2号 南部町会計年度任用職員の勤勉手当支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。地方自治法第203条の2第4項の改正および総務省の技術的な助言により、会計年度任用職員に対して、令和6年度から勤勉手当を支給することとしたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要があります。

続きまして、８ページ、議案第３号 指定居宅サービス等の事業の人員、整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてありますが、指定居宅サービス等の事業の人員、整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和６年４月１日に施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続きまして、２９ページ、議案第４号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、水道整備・管理行政の権限が厚生労働省から国土交通省へ移管されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続きまして、３１ページ、議案第５号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院規則の一部改正により夏季休暇の使用可能期間が６月から１０月までの５カ月間に拡大したことに伴い、山梨県に準じ夏季休暇の取得可能期間を５日以内とし、心身の健康維持及び増進、また家庭生活の充実等、働きやすい職場環境を整えるため、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続きまして、３３ページ、議案第６号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに手数料を徴収する事項を加えることとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続きまして、３６ページ、議案第７号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続きまして、３８ページ、議案第８号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布され、第９期南部町介護保険事業計画を策定したことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続きまして、４１ページ、議案第９号 南部町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたこと、および山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、町が管理する道路についても、国および山梨県の道路占用料に準じることとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続きまして、４８ページ、議案第１０号 南部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。少子高齢化などにより、地域の防火・防災活動の中核を担う消防団員が減少していることから、団員の処遇改善を図り、団員確保の一助とするため、出動報酬を引き上げることとしたこと。また、団員の区分を基本団員と機能別団員に区別し、山梨県市町村総合事務組合消防団員退職報奨金条例との整合性を図ることとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続きまして、別冊の議案集３ページ、議案第２９号 南部町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。現下の厳しい財政状況の中、福祉事業の総合的な財源確保を精査し、敬老祝い金および新１００歳祝い金について、メリハリのきいた基準によって贈

呈することとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、議案集の51ページ、議案第11号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。東山梨行政事務組合、峡南広域行政組合および富士五湖広域行政事務組合の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務を新規に共同所持することに伴い、山梨県市町村総合事務組合規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には同法290条の規定により議会の議決を得る必要があるためであります。

続きまして、53ページ、人事案件となります。

議案第12号 教育委員会教育長の任命についてであります。入月一巳教育長が、令和6年3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに市川隆氏を教育長に任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

市川隆氏は61歳で、住所は本郷309番地。任期は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。

続きまして、議案第13号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第9号）について説明をいたします。

今回の補正につきましては、年度末を迎え、事業費の確定、見込み等の精査を行い編成いたしました。主な歳入は、地方交付税寄附金が増額補正、国県支出金、繰入金、町債の減額補正であります。

歳出は、将来の財政需要に備えるため、公共施設整備基金へ積み立てを行います。

また、経費の削減や、事業の確定による不用額等の減額調整予算となっており、障害福祉サービス事業の扶助費や予防費の検診などの委託料、林業振興費関連の補助金などについて減額いたします。

繰越明許費は、年度内の予算執行が完了できない見込みである6事業について、追加変更をお願いするものであります。

また、地方債補正につきましては、各事業の確定に伴う変更を行うものです。

次に、議案第14号から議案第18号までの5つの特別会計補正予算につきましても、事業完了に伴う清算および実績見込みに伴う補正が主な内容であります。

続きまして、議案第19号から議案第28号までの当初予算10件について説明をいたします。

最初に、議案第19号 令和6年度南部町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ総額で53億8千万円を計上しました。前年度に比べまして、プラス18.9%、額にしまして、8億5,500万円の増額となります。主な歳入ですが、町税は8億1,487万8千円。地方交付税は24億9,514万9千円。国県支出金は4億8,973万8千円であります。

なお、町債発行額は8億910万円で、その内訳は過疎債7億6,760万円、脱炭素事業費970万円、緊急自然災害防止対策事業費2,380万円、臨時財政対策費800万円であります。

次に、歳出ですが、主な事業としましては公共施設等総合管理計画に基づき、2施設の大規模改修を実施するほか、地域の強靱化を目的とする橋梁整備事業や、林道整備事業などの経費を計上いたしました。

続いて、議案第20号から議案第28号までの8件の特別会計につきましても、経常的経費を中心に編成をしております。

なお、8会計の合計額は、26億1,912万5千円で、対前年比1%の増となりました。

続いて、議案第28号 令和6年度南部町簡易水道事業会計予算であります。令和6年度より公営企業会計へ移行となります。予算内容としましては、事業を運営していくための経営的な維持管理費と建設改良費などの投資的経費との二本立てでの構成となっております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、この後、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（望月光彦君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

日程第4 議案第1号、日程第5 議案第2号、日程第8、議案第5号および日程第15 議案第11号について、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雄治君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

次に、日程第6 議案第3号および日程第11 議案第8号、日程第14 議案第29号について、近藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

次に、日程第7 議案第4号について、遠藤水道環境課長。

○水道環境課長（遠藤成君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

次に、日程第9 議案第6号について、若林住民課長。

○住民課長（若林安彦君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

次に、日程第10 議案第7号について、岡村子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡村忠君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

次に、日程第12 議案第9号について、尾崎建設課長。

○建設課長（尾崎龍次君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

次に、日程第13 議案第10号について、金井交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

ここで、暫時休憩いたします。

再開は１１時１５分です。

休憩 午前１１時００分

再開 午前１１時１５分

○議長（望月光彦君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第１７ 議案第１３号から日程第３２ 議案第２８号について、遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤一明君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は１３時２０分です。

休憩 午後１２時１０分

再開 午後 １時２０分

○議長（望月光彦君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（望月光彦君）

日程第１６ 議案第１２号 教育委員会教育長の任命については、町長から、本日先議されたい旨の申し出がありました。

よって、本日先議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第１６ 議案第１２号 教育委員会教育長の任命については、本日、先議することに決定いたしました。

日程第１６ 議案第１２号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

この案件は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入ることに決定いたしました。

端末資料⑪、議案集の５３ページをお開きください。

なお、ページは、端末、議案集とも一致していますので、以降はページ数のみご案内をします。

日程第16 議案第12号 教育委員会教育長の任命について、採決をいたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（望月光彦君）

日程第4 議案第1号から日程第15 議案第11号および日程第17 議案第13号から日程第32 議案第28号までの28件について、順次質疑を行います。

なお、これらの議案については委員会付託を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査をお願いをいたします。

端末資料⑪、議案集3ページをお開きください。

まず、日程第4 議案第1号 DX推進課の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

DX推進課を設置するという事で、大変大事な事だと思うのですが、DX推進を図るにあたり、大方の目標、何年を目途にDX化を図っていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（望月光彦君）

総務課長。

○総務課長（渡辺雄治君）

ただいまの望月議員のご質問にお答えいたします。

何年でやるかという大まかなことにつきまして、DX推進については国でも今現在取りかかっているところでありますので、どういったものややっていく、どのくらいの量があるか、そういった部分はまだはっきりしておりません。ですので、何年先を見据えてやっていくというよりも、今ある現状でできるものから、町民に対して、また職員に対して有意義なものを優先的に来年度からやっていく考えでございます。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今質問があったのですが、DX推進課、いろいろな企画を出したり、資料作成をしたりということで非常に期待しているのですが、DX推進課は何人構成で開始する予定なのでしょうか。

○議長（望月光彦君）

総務課長。

○総務課長（渡辺雄治君）

今現在、内示も出ていない段階でありますので、ここで公表するような段階にはなっておりません。

以上です。

○議長（望月光彦君）

町長。

○町長（佐野和広君）

まずはこのDX推進の重要性を、職員に徹底的に周知するため、担当の者を一名配置し、DX推進に専念した業務に取り組んでいただき、その後、各課から上がる様々な要望等に対応しつつ、DX推進課のあり方を探っていく方針であります。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、5ページをお開きください。

日程第5 議案第2号 南部町会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第5 議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、8ページをお開きください。

日程第6 議案第3号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

先ほどの福祉保健課長の説明の中で、電子機器が導入された場合にはより多くの人を収容できるといった内容がありましたが、その電子機器というのは、具体的にはどういったものを指しているのでしょうか。

○議長（望月光彦君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月議員からのご質問にありました電子機器というのは、ソフトウェアを利用したパソコンで管理することができるものを想定しております。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、29ページをお開きください。

日程第7 議案第4号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 7 議案第 4 号についての質疑を終結いたします。

次に、31 ページをお開きください。

日程第 8 議案第 5 号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 8 議案第 5 号についての質疑を終結いたします。

次に、33 ページをお開きください。

日程第 9 議案第 6 号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 9 議案第 6 号についての質疑を終結いたします。

次に、36 ページをお開きください。

日程第 10 議案第 7 号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 10 議案第 7 号についての質疑を終結いたします。

次に、38 ページをお開きください。

日程第 11 議案第 8 号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 11 議案第 8 号についての質疑を終結いたします。

次に、41 ページをお開きください。

日程第 12 議案第 9 号 南部町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

芦澤潤一郎議員。

○1 番議員 (芦澤潤一郎君)

町にある占用物件の数と、年間で入る徴収料について、大まかな数字でかまわないので、お伺いしたいと思います。

○議長 (望月光彦君)

建設課長。

○建設課長 (尾崎龍次君)

ただいまの芦澤議員の質問にお答えいたします。

申請件数が 20 件あり、金額にしまして 112 万 4,552 円に今年度はなっております。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第12 議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、48ページをお開きください。

日程第13 議案第10号 南部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

消防団員と機能別団員と2つに分かれているのですが、この機能別団員について、団長が定める特定の消防事務を処理する団員と書いてあります。

この点に関して詳しい説明をお願いします。

○議長（望月光彦君）

交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

ただいまの芦澤議員の質問にお答えいたします。

機能別団員の分類について、消防団員を退団された方や、特殊な技能を持った方、大型機材の免許を持っている方など、そういった方が機能別団員として登録をしていただき、通常の訓練には参加せず、有事の際に団長から出動依頼があった際、出動するという形で、機能別団員という形をとらせていただいております。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに。

芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

有事の際に出動してくれる機能別団員は今現在、南部町に何名程いるのですか。

○議長（望月光彦君）

交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

ただいまのご質問にお答えします。

令和5年度の団員が405名おり、うち60名が機能別団員として登録されております。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

遠藤光宣議員。

○9番議員（遠藤光宣君）

関連の質問ですが、現在、町の消防団員が405人、うち機能別団員が60人ということで、町の現在の消防団員の定数はどれ程あるのでしょうか。もう1点、資料5ページの、現在の報酬年額の欄ですが、団長から団員までのそれぞれの人数を教えてくださいたいと思います。

○議長（望月光彦君）

交通防災課課長。

○交通防災課長（金井貴君）

ただいまの遠藤議員のご質問にお答えします。

団員の定数は420名となっております。それから、各団員の人数ですが、団長が1名、副団長が2名、分団長が2名、副分団長が4名、ラッパ隊長が1名、ラッパ隊副隊長が2名、部長が22名、副部長が同じく22名、班長が66名、団員が223名となっております。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

遠藤光宣議員。

○9番議員（遠藤光宣君）

課長から説明がありましたが、消防団員数の定員が420名のところ、今現在の団員数は405人のうち機能別団員が60人とする、正規の団員は345人ということでしょうか。

○議長（望月光彦君）

交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

そういった形になります。

○9番議員（遠藤光宣君）

ということは、町の全体の定員数が420名のところを、現在では正規の消防団員は345人ということで、75名程、定員から不足していると解釈できるわけですが、現在、消防団に入ってくれる若い方がなかなかいない状況について、新しい消防団員を確保していくための施策。そういったことについて町では考えていますか。

○議長（望月光彦君）

交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

ただいまの遠藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

最終区長会での、区長を通じた区民への、消防団員の入団の奨励の依頼など、様々な会議等において、入団を勧めてほしいということを伝えております。

最終部長会の折にも、通常部長をやっていた後、1年か2年で退団というのが各部の慣例となっている状況なのですが、そこを何とか部のほうで、1年でも2年でも構わないので団のほうに残っていただきたいといった要望もしております。

そういった形で、現状が維持されているという状況になっております。

今後も、団員の入団に関しましては、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第13 議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑪ー1、別冊議案集3ページをお開きください。

日程第14 議案第29号 南部町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定について、
質疑はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

以前の説明で、約500数十万円の経費を削減できるという話でしたが、この削減した経費は、福祉分野に特化する形で使っていただけるのでしょうか。

それとも町全体としての、事業の中に組み込まれていくのでしょうか。

○議長（望月光彦君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月議員の質問にお答えをいたします。

福祉保健課といたしましては、これで500万円程度のお金が出てくるということでありますが、今後、福祉事業の中でも先を見据えますと、峡南南部地域の医療連携の推進に際して、かなりの費用がかかるという予測もされます。また、今後、6年度中に新型コロナワクチンの65歳以上の方の接種、これが1人あたり7千円の負担がかかるということになっております。これが定期接種化というものになりますので、7千円のうち何割かは町が助成をし、高齢の方々、また重症化しやすい方々に接種をしていただくためにも、相応の費用を、半分ないしまたはそれを少し上回る金額を助成していかなければならないと思っておりますので、そういった方面に使用させていただきたいと思っております。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

以前の全体協議会の際に課長から説明をいただいたのですが、500何万円の内訳をもう一度説明していただけますか。

○議長（望月光彦君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

1番、芦澤議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

トータルで、6年度当初予算ベースで人数を考えますと、まず本来の現行の制度で進めた場合、80歳から87歳の方が3千円であり、687名、それから88歳から99歳の方が5千円となり、こちらの方が530名。それから100歳以上の方は1万円となり、32名ということで、トータルで503万1000円の支出を現行制度でいきますと見込まれておりました。

それを見直し案で、今回88歳の方が74名、99歳の方が12名、それから100歳以上の方が32名で、それぞれに1万円の支給でトータルにして118万円ということで、その差額は385万1千円、これが敬老祝金の部分になります。

それからもう一つ、新100歳のお祝い金であります。こちらが、現行の制度でいきますと、在宅の方に30万円で、8名の方を見込んでおりましたので、トータル240万円。

それから施設にいらっしゃる方はお1人ということで、10万円を見込んで、合計で250万円でありましたが、見直し案のほうでは在宅の方に10万円ということになります。

で、8名の方に支給をしまして80万円、その差額が170万円と出てきています。

トータルで合わせて555万1千円の差額となっております。

ほかに質疑はございますか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第14 議案第29号についての質疑を終結いたします。

次に、戻って端末資料11番、51ページをお開きください。

日程第15 議案第11号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について、質疑はありますか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第15 議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑫、一般会計補正予算書をご用意ください。

日程第17 議案第13号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第9号）について、質疑を行います。

質疑は、全ての会計において、事項別明細書により行います。

なお、ページは端末予算書とも一致しますので、ページ数のみご案内いたします。

はじめに歳入について質疑を行います。

13ページから22ページ、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出、25ページ、議会費から29ページ、総務費まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、30ページ、民生費から34ページ中段、衛生費まで質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、34ページ下段、農林水産費から39ページ中段、消防費まで質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、39ページ下段、教育費から最終44ページ、災害復旧費まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第17 議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑬特別会計補正予算書をご用意ください。

日程第18 議案第14号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について、9ページと13ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第18 議案第14号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第19 議案第15号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第5号）について、23ページから27ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第19 議案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第20 議案第16号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について、事業勘定41ページから50ページ、直営南部診療施設勘定57ページと61ページ、直営万沢診療施設勘定69ページと73ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第20 議案第16号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第21 議案第17号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第6号）について、85ページから94ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第20 議案第17号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第22 議案第18号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）について、103ページと107ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第22 議案第18号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑭、令和6年度一般会計予算書をご用意ください。

日程第23 議案第19号 令和6年度南部町一般会計予算について、質疑を行います。

はじめに歳入、第1款町税から第14款使用料及び手数料について、17ページから23ページまで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第15款国庫支出金から第16款県支出金について、24ページから30ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第17款財産収入から、最後の第22款町債について、30ページ中段から37ページまで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第2款総務費について、41ページから63ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費について、63ページ下段から80ページ中段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第4款衛生費について、80ページ下段から89ページ上段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第6款商工費について、89ページ上段から102ページ上段まで、質疑はありませんか。

高橋議員。

○8番議員（高橋茂広君）

100ページの、3目、道の駅なんぶ費の14節工事請負費、浄化槽の改修工事費とありますが、工事の内容について伺います。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

ただいまの高橋議員の質問にお答えします。

工事の内容ですが、昨年度、5年度に設計業務をしまして、その結果に基づき、南部町の浄化槽の改修工事をします。

工事の概要については、トイレ・キッズスペース棟と、売店棟・レストラン棟に分けて浄化槽を2つ設置するような形を予定しております。

以上です。

○議長（望月光彦君）

高橋議員。

○8番議員（高橋茂広君）

浄化槽をもう一つ設置するということですが、ほかに何か工法はなかったのか伺います。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

当初、浄化するような装置をつけるといった案もありましたが、建設省に確認したところ、そういう対応はせず、浄化槽自体を2つ設置する形でお願いしたいという回答でしたので、今回の工事の内容になりました。

以上です。

○議長（望月光彦君）

高橋議員。

○8番議員（高橋茂広君）

近隣住民の意見として、できれば排水口を他の場所へ移動させてほしいというものがあったと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

今回の工事で、臭いの問題については解消する予定でありますので、別の排水口という形はとらずに進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質問はございますか。

遠藤光宣議員。

○9番議員（遠藤光宣君）

関連で教えてください。浄化槽を1基増やし、合計で2基にするという解釈でよいのか。大きき的には、今あるものと同程度のものを1基増やすという解釈でよいのか。

オープンから5～6年程度しか経過していない浄化槽がパンクするというのは、当初の設計自体に問題があったのではないかと。浄化槽を一基増やし、回路を増やすというのは予算という面でもベストな方法ではあると思うが、この工事に際して、補助金の類というものはないのか。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

ただいまの遠藤光宣議員の質問にお答えします。

当初の設計について、施設の面積や、用途から人槽算定を行った結果となっております。

算定時に想定した以上に来場者が訪れ、利用頻度も多いということから、今回のような汚水の問題が発生しております。今回、既存の155人槽の浄化槽については東側の売店とレストランのものを浄化処理する形で、新たに設置しようとしているものについては、250人槽のものを考えております。そちらについては、西側のトイレとキッズスペースのものを浄化処理する予定であります。

以上となります。

○議長（望月光彦君）

ほかに。

○9番議員（遠藤光宣君）

キッチン関係、台所関係、そこから出る排水関係、これはどちらの浄化槽に入るようになるのか。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

既存の150人槽のほうに入る形になっております。

先ほど補助金の関係についてですが、公共施設整備基金を充当させていただく形となっております。

以上となります。

○9番議員（遠藤光宣君）

台所での出る、油や排水は既存のほうへ行くということだが、既存の浄化槽では容量が足りず、

こういった事態になったと思うが、既存の浄化槽へそのまま流入させるのは問題ないのか。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

設計の段階では150人槽の既存のもので、十分に処理できるということとなっております。

以上となります。

○議長（望月光彦君）

遠藤議員、質問の際には挙手をお願いします。

遠藤議員。

○9番議員（遠藤光宣君）

専門家の設計ということで問題ないと思うが、今回利用者が多すぎたためにこういう事態となったことを考えると不安が残る。浄化槽を一基増やすことは解決策として良いと思うが、問題となった既存の浄化槽へ台所等で出る汚水を入れることについては腑に落ちない点がある。

工事については慎重な対応をお願いしたい。

○議長（望月光彦君）

執行部のほうで誰か、答弁する人はございますか。

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

既設の浄化槽が故障した際に備え、放流水を新設する250人槽の浄化槽に再度流入させ、2次処理槽として使用可能なような形にしていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費について、102ページ中段から108ページ上段まで、質疑はありますか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

能登半島沖地震が起きて、木造の耐震について騒がれており、2月19日の山日新聞にも、県は防災基準の見直しに対して、しっかり支援をしていくということが出たが、町として耐震基準を満たさない住宅の診断や、それに対しての補助などについてはどう考えているか。

また、この事業の中でしっかりとした組織立てがされているかどうかお伺いしたい。

○議長（望月光彦君）

交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

望月議員のご質問にお答えいたします。

町としましては、毎年耐震診断を行っております。町民に診断を促し、その診断結果に基づき、耐震改修などの補助金が適用されるという形となっております。

新年度、県でも知事が補助金の拡大を表明しており、それに町も準じた形で、今回の当初予

算にも計上させていただいておりますので、そういった形でご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

例年並みの形の中での、当初予算の段階ですから、例年並みに耐震診断をして、しっかり対応していくということでしょうか。

県のほうからはまだ、大幅な値上げや、補助金を上げるといった情報は入ってきていないのでしょうか。

○議長（望月光彦君）

町長。

○町長（佐野和広君）

質問にお答えします。

県の人事において、副知事が二人制となり、1人は、防災に特化した副知事となるため、今まで以上に、強烈に国土強靱化と併せて施策が進んでいくと思われます。

ただし、以前から言っているのですが、防災には限り無く、耐震化をすることで地震に耐えることが出来ても、その後の生活などの問題も存在します。今後の推移、状況を見つつ、町でも、出来ることに力を入れてはいきたいと考えています。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第8款消防費について、108ページ上段から111ページ中段まで、質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第9款教育費について、111ページ中段から150ページ上段まで、質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第10款災害復旧費から第13款予備費について、150ページ中段から152ページ、質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第23 議案第19号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑮、令和6年度特別会計予算書をご用意ください。

日程第24 議案第20号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計予算について、質疑を行います。

11ページから17ページまで、歳入歳出一括で質疑はありますか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第24 議案第20号についての、質疑を終結いたします。

次に、日程第25 議案第21号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

はじめに、事業勘定の歳入について、39ページから43ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります47ページから55ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、71ページから79ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、95ページから102ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第25 議案第21号についての、質疑を終結いたします。

次に、日程第26 議案第22号 令和6年度南部町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

はじめに歳入について、121ページから126ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

129ページから141ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第26 議案第22号についての、質疑を終結いたします。

次に、日程第27 議案第23号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について、159ページから164ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第27 議案第23号についての、質疑を終結いたします。

次に、日程第28 議案第24号 令和6年度南部町睦合財産区特別会計予算について、181ページと185ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第28 議案第24号についての、質疑を終結いたします。

次に、日程第２９ 議案第２５号 令和６年度南部町富沢財産区特別会計予算について、１９７ページから２０２ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第２９ 議案第２５号についての、質疑を終結いたします。

次に、日程第３０ 議案第２６号 令和６年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について、２１３ページから２１７ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第３０ 議案第２６号についての、質疑を終結いたします。

次に、日程第３１ 議案第２７号 令和６年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算について、２２９ページと２３３ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第３１ 議案第２７号についての、質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑩、令和６年度南部町簡易水道事業会計予算書をご用意ください。

日程第３２ 議案第２８号 令和６年度南部町簡易水道事業会計予算について、１２ページから１５ページ、収益的収入及び支出について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、１６ページと１７ページ、資本的収入及び支出について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第３２ 議案第２８号についての質疑を終結いたします。

これより提出議案の委員会付託を行います。

会議規則第３９条第１項の規定により、お手元に配付してありますとおり、所管の常任委員会へ提出議案を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してありますとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

○議長（望月光彦君）

日程第３３ 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の一つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む、一問一答方式です。

１人の質問の持ち時間は質問と回答の時間を含め４０分です。

また、同一の質問事項についての再質問は２回までですので、よろしくお願いをいたします。

なお、残り時間は議場内に設置してありますモニターに表示されますので、十分ご留意ください。

時間が経過した場合には、議長が質問を打ち切りますので、申し添えます。

最初に、4番、塩津悟議員の質問を許します。

4番、塩津悟議員。

○4番議員（塩津悟君）

中学校の部活動の地域移行について質問いたします。

部活動の地域移行は、平成30年3月にスポーツ庁が部活動のあり方に関するガイドラインで、「学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備を進める」と方針を打ち出したことから始まると、承知しています。

また、この方針は、教員の働き方改革と、持続可能な部活動を整備することを目的にしていると理解しています。

その後、令和4年12月にスポーツ庁と文化庁から「学校部活動及び地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドライン」が示されました。

その中では、「休日における地域の環境整備を進めること」、「地域移行を検討するための協議会を設置すること」、「移行スケジュールにおいて、令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置づけること」等が盛り込まれています。

そこで、本町における部活動の地域移行について、中学校の部活動の現状を含め、これまでの経過と今後の進め方について町はどのように考えているのかお伺いします。

以上です。

○議長（望月光彦君）

塩津悟議員の質問が終わりました。

学校教育課長の答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

塩津悟議員の質問について、お答えさせていただきます。

中学校の部活動につきましては、学校教育の一環として、体力や技能の向上のみならず、教科学習とは異なる集団での人間形成の機会や、多様な活躍ができる場であるなど、教育的意義をもつ活動として、学校運営の上でも重要な要素として、今までも行われてきました。

しかし、深刻な少子化の進行により、さまざまな課題が指摘されるようになっており、生徒にとって望ましい指導を受けられない場合が生じております。

また、これまで教員による献身的勤務のもとで成り立ってきており、休日を含め、長時間勤務の要因となることや、指導経験のない教員にとって多大な負担になり、教員の働き方改革を推進する上で大きな課題となっております。

こうした中、国では、令和2年9月に、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について示され、さらに、令和4年12月に、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドライン」が示されました。

その中で、学校運動部活動の地域移行は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、経験格差を解消することを目指すものとされております。

そして、まず、休日における学校部活動の地域移行を進めるため、令和5年度から令和7年

度までの3年間を、改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととされております。

次に、南部中学校の部活動の状況について説明をいたします。

南部中では、現在、運動部として、野球部、男・女バレー部、男・女テニス部の5つの部が、文化部として吹奏楽部、美術文芸部の2部があります。

令和4年度までであった、男・女のバスケットボール部は部員の減少で、今年度から設置されておられません。

中学校では、原則として、全員入部制を取っており、令和5年4月の時点では、全校生徒131人のうち、124人が部活動に加入しており、残り7人は何らかの地域のクラブに所属し活動している生徒となります。

また、各部とも2人～3人の教員が部活動顧問となり指導にあたっておりますが、男・女のバレーボール部に限っては、部活動顧問以外に年間を通じ、外部指導者を配置しております。

また、部活動は、適切な運営を行うため、休養日などの基準を規定した、「南部町立中学校部活動指針」に基づき実施しているところでございます。

本町の取り組み状況ですが、国のガイドラインにあるとおり、まずは、休日における学校部活動の地域移行を進めることを念頭に置き、これまでに、国・県および他の自治体の状況を把握するための研修や視察を行うとともに、南部中学校と教育委員会の学校教育課、生涯学習課での協議を始めております。

その協議の中では、地域移行への保護者の理解、指導者の人材確保と報酬のこと、教員の兼職兼業のこと、顧問と指導者間での指導方針の違いがある場合の対応について、また、地域クラブの運営費や活動時間、参加者が加入する保険や活動時の責任の所在など、多くの課題があげられており、そのため現状では、町としての具体的な方策やスケジュールは、いまだ検討段階にあると言えます。

昨年12月に山梨県から国の方針を踏まえて、「やまなし地域クラブ活動の体制整備に関する手引き」が公表され、地域移行後の受け皿となる「地域クラブ」の体制整備に関する事項がはじめて具体的に示されました。

今までの部活動の体制を変えることは、解決しなければならない課題も多くありますが、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会の確保のため、今後は、地域移行の担い手となります町内のスポーツ団体・文化団体の代表者の方々や、指導者にもご意見を伺いながら、さらに中学校との協議・検討を進めていきたいと考えております。

以上、塩津悟議員の質問の答えといたします。

○議長（望月光彦君）

学校教育課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

塩津悟議員。

○4番議員（塩津悟君）

答弁の内容について、何点か再度質問いたします。

まずは、地域移行の原因になっている部活動におけるさまざまな課題について、具体的に説明してください。

2つ目として、南部中学校では全員入部制をとっているということであるが、加入していな

い生徒の状況を教えてください。

3つ目として、南部町立南部中学校部活動指針の規定内容について詳しく説明してください。

最後に、年度末に山梨県から示された山梨地域クラブ活動の体制整備に関する手引に基づき、町として体制整備を推進するに当たって、必要経費についてどのように予算化していくのか説明をお願いします。

○議長（望月光彦君）

塩津悟議員の質問が終わりました。

学校教育課長の答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

塩津議員の再質問について、お答えさせていただきます。

まず、1点目の地域移行の要因となっている課題でございますけれども、一般的に少子化が進むことによって、部活動の種類が限られることや、部活動指導を教員が行う場合につきましては、専門的な指導が受けられないケースがあることが挙げられ、持続可能な体制を維持するにも地域移行が必要であるというふうに言われております。

2点目ですが、南部中学校で部活動に加入していない生徒は、学校とは別に存在する硬式野球のクラブチームに5名、クラシックバレエ、弓道に各1名が所属をしているというような状況になっております。

中学校では、先ほど申し述べたように、部活動は生徒にとって大きな意義があることや、生徒の全体数が少ないとの理由から、原則として全員加入制を取っておりますが、今のように地域クラブに加入している場合や、また部活動が負担になり、学校生活に支障をきたす場合など、個々の生徒の状況により適切な対応をしているところでございます。

3点目の質問であります南部町立中学校部活動指針でございますが、この指針には生徒にとって望ましい部活動の環境を構築し、保護者や地域に十分理解されるとともに、その体制が整備推進されるために必要な事項が記されているところでございます。

具体的には、中学校が毎年部活動の活動指針を策定し公表することや、生徒の心身の健康状態、体罰とハラスメントの根絶など、合理的で効果的な活動の推進を行うこと。また学期中は週当たり2日以上以上の休養日を設けるなど、生徒にとって適切な休養日の設定について規定をしているところでございます。

これらに基づき、南部中学校ではより具体的に表記した南部中学校部活動に係る活動指針を作成し、年度当初のPTA総会で保護者に説明するとともに、ホームページで公表をしているところでございます。

4点目の質問ですが、必要な予算としましては、制度広報を行う経費や、手引書に記載されているような地域移行の準備のための協議会を設置した場合には、協議会の運営経費が必要になります。また、現在も男女のバレーボール部で外部指導者を設置しておりますが、他の部活動で同じように外部指導者を設置した場合につきましては、指導者の謝金はバレーボール部と同じように町の予算で計上していくことが適当であると考えております。

加えて、都市部と違い、民間事業者や総合型地域スポーツクラブとの連携が見込みにくい本町にあっては、まずは町が中心となって町内の専門性を持つ指導者および団体の協力を得て連携し、体制整備を推進していくことが必要であり、その点においては、学校と指導者等の調整

を行う専門性のあるコーディネーターの設置も必要であると考えております。

今後、必要な予算は議会に提案させていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

以上、塩津悟議員の再質問のお答えといたします。

○議長（望月光彦君）

学校教育課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

塩津悟議員。

○4番議員（塩津悟君）

答弁よくわかりました。

再々質問はありませんが、子どもたちのために一つだけお願いがあります。

行政、中学校、専門性を持つ指導者と連携し、体制整備をしっかりとし、県内外から南部町は部活の地域移行がしっかりできていると研修に来るようなプランを立てていただくことをお願いし、私の一般質問を終わりといたします。

○議長（望月光彦君）

以上で、塩津悟議員の一般質問を終了いたします。

次に、2番、望月憲之議員の質問を許します。

望月憲之議員の質問は3問あります。

まず1番目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、質問させていただきます。

安全で安心なまちづくりへの取り組みについて、お伺いをいたします。

警察によりますと、山梨県内の刑法犯の認知件数は、長らく減少傾向が続いていましたが、一昨年10年ぶりに増加に転じ、2023年は前の年を475件上回る3,365件となりました。

中でも、発電所の銅線ケーブルや、人気アニメのトレーディングカード、それに収穫直前の果物、野菜などが狙われるといった窃盗事件が全体の74%を占めており、前の年より403件増加しました。

特に増えたのは自転車の盗難で、前の年より27%増加しており、警察は、新型コロナの5類移行に伴い、人の行動が活発になったことが増加の背景にあるとみています。

南部町においても、住民不在の家だけではなく、家が密集している場所にある公民館の給湯器が盗まれるなどの窃盗事件、数年前には施錠してある車の窓が割られた車上荒らし、家の中に入り込んでの窃盗事件なども発生しています。また、電話を利用した詐欺事件なども、高齢者を対象に内容を変えた犯罪が続いています。

警察庁、文部科学省、国土交通省などの関係省庁・機関と各自治体は、道路、公園等の公共施設や住居の構造・設備・配置等について犯罪防止に配慮した環境設計などを行うことで、住民が犯罪被害に遭いにくい「防犯まちづくり」を推進しています。しかしながら、最近では治安に不安を感じている人が少なくないのが実情であります。

令和3年12月に内閣府が行った治安に関する世論調査では、「最近の治安に関する認識」の

問いに対して、「悪くなったと思う」「どちらかといえば悪くなったと思う」という回答が合計で54.5%と半数を超えています。

人口の減少、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、各種イベント等の中止により地域コミュニティがとりにくい現状では、人と人とのつながりが希薄になってきており、不審者が近所をうろついていても気づかないなど、地域社会の犯罪を防止する力が低下し、住民の皆さんが犯罪の被害に遭う恐れが増えてきております。

駐在さんやボランティア活動による児童生徒の登下校への見守りや、警察のパトカーによるパトロールなども犯罪抑止につながっていると思いますが、安全で安心して暮らしていくためには、警察がパトロールなどの活動を強化するだけでなく、そこに暮らす人たちが一体となり、自分たちの地域の安全を守るための活動をしていくことが重要であります。

防犯まちづくりのガイドライン、「安全で安心なまちづくり」では、犯罪が起こりにくく、犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりを推進する基本的な手法として次の3つを挙げています。

1つ目は、人の目の確保。2つ目は、犯罪企図者の接近の防止。3つ目として、地域の共同意識の向上であります。

近年、南部町内において住宅機器の窃盗事件が10件発生しております。このように、以前には考えられなかった犯罪が発生するようになった現在において、町独自の取り組みだけでは防犯が難しくなっていると思いますが、町として「安全で安心な町づくり」のための3つの手法への取り組み内容と周知。また、近年発生している窃盗犯罪への対応について警察との連携を含めてお伺いをいたします。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

望月憲之議員の質問にお答えします。

安全で安心なまちづくりへの取り組み内容であります。まず、青色防犯パトロールの実施であります。この青色防犯パトロールは、事前に登録をした公用車に青色回転灯を設置し、町内全域を週に2回、広報ならびに声掛けなどをしながらのパトロールを実施しております。パトロールにあたる職員は、南部警察署の講習を受講した者が当番制で実施しております。また、年に数回、南部警察署との合同パトロールも実施しております。

次に、消防団活動の一環として毎年12月に実施しております防犯診断です。

防犯診断は、南部警察署と南部町消防団合同で夜間実施しており、町内全戸の家、車などの施錠確認を行っており、無施錠などのお宅には声掛けをし、町民の皆さまに防犯意識を高めていただくとともに、夜間の犯罪抑止を目的としております。

また、診断日以外におきましても消防団各部におきまして、月に1回～3回ポンプ車での広報活動を実施しており、こちらも夜間犯罪防止につながっていると思います。

これらの活動の功績が認められ、昨年11月17日、YCC県民文化ホールにおいて開催されました「安心安全なまちづくり山梨県大会」におきまして、関東防犯協会連絡協議会防犯功労団体表彰を南部町消防団が受けたところであります。

また、地域の方々の協力による小中学生登下校時の見守りとスクールガードリーダーも、こ

の防犯対策の一環であります。

このような防犯活動を引き続き、地域の皆さまの協力をいただくとともに南部警察署、関係団体と協議しながら継続してまいりたいと考えております。

また、防犯、防火、交通安全など町民への周知につきましては、広報やチラシ、FM告知端末により今後も継続してまいります。

以上です。

○議長（望月光彦君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

再質問させていただきます。

さまざまな取り組み方法で防犯対策を実施していることにより、犯罪の防止につながっていると思いますけれども、これまでの取り組みだけでは、なかなか犯罪の発生を抑えることができなくなってきているというのも事実だと思います。

今まで考えられないような給湯器の盗難といった犯罪が出ております。他にも身近なところでは、解体現場での窃盗事件も起きていますけれども、やはり防犯カメラなどの情報が少ないことで、犯人の特定に至らないということが警察の話にもありました。

これらの犯罪を抑止するために、センサー付きライトや、防犯性の高い鍵、補助鍵の取り付け、防犯フィルムの張り付けなどを助成する、住まいへの防犯対策助成事業というものを独自につくって実施している自治体もあります。こうした事業を地元企業と連携して実施してはどうでしょうか。

また、今以上に、地域の共同意識の向上への取り組みが必要ではないかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（望月光彦君）

望月憲之の議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

望月憲之議員の再質問にお答えします。

地元企業との連携による防犯対策に対する助成について調査させていただきましたが、東京23区や大阪などの大都市での採用が多いようです。背景としましては、人口が多く、多種多様な人種を抱えていることにより、犯罪も多発しているため、自治体対応としての助成をしているようです。

現在の南部町の状況を見ますと、大都市のような傾向は見られないため、犯罪抑止としては南部警察署見守り隊、青色防犯パトロール、消防団などの巡回が有効であると考えます。

しかし、ご指摘のように、最近給湯器の窃盗なども増えておりますので、目下の対策としては、南部警察署にパトロールの強化を引き続きお願いしてまいります。

もちろん、ご提案の助成制度も、より安心な生活を送るためには必要なことかとは思いますが、助成事業を実施している自治体などの調査を行いたいと思います。

今後も、各区防災会、消防団、地域の見守り隊、南部警察署と連携してパトロール等を強化し、地域の共同意識の向上を図ってまいります。

○議長（望月光彦君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

先ほど言った、センサー付きライトの助成をやっているところは大きいところが多いようです。しかしながら、人口が少なくなっていく中で、防犯対策というのをどのようにしていったらいいかを考えていく必要があろうかと思っておりますので、今後ともぜひよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

以上で、1番目の質問を終了いたします。

次に2番目の質問を求めます。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、2つ目の防犯カメラの設置についてお伺いいたします。

犯罪防止や、安全安心のまちづくりの観点から、自治体が公園などの公共施設や児童生徒の通学路等に防犯カメラを設置・運用する自治体が増えております。

防犯カメラは、多数の映像をリアルタイムで撮影・記録することが可能であるため、地域の防犯対策として活用が期待できます。

しかしながら、防犯カメラは住民のプライバシーなどを守りながら実効性のある防犯カメラの設置を行う必要があり、設置は慎重に行わなければなりません。

防犯カメラの設置・運用を規定した法律は存在しないため、管理方法は各自治体の判断に委ねられております。

千葉縣市川市では、「市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例」に基づき、市内に街頭防犯カメラを多数設置し、犯罪抑止と体感治安の向上に取り組んでおります。

近隣では、富士河口湖町や鳴沢村などが防犯カメラの設置・管理に特化した条例を定め、防犯カメラを設置しております。

南部町においても中部横断自動車道の開通により、さまざまな人や車が入りやすくなっています。住宅機器の窃盗事件もそうであります。

児童生徒を守ることからも、学校付近だけでなく、通学路等への防犯カメラの設置や犯罪防止などの目的で、警察機関や国土交通省、県、商店街等と連携した防犯カメラの設置が必要ではないかと思っております。

南部町における防犯カメラの設置状況と今後の防犯カメラ設置についての、町の考えをお伺いいたします。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

望月憲之議員の質問にお答えします。

本町における防犯カメラの設置状況と今後の防犯カメラ設置についてであります。防犯カメラの設置状況につきましては、道の駅なんぶ駐車場、睦合小学校運動場、文化館内、アルカディアスポーツセンター内には、監視カメラとして設置してございます。

また、今後の防犯カメラ設置であります。町内の国道、県道、町道など町中につきましては、不特定多数の住民や通行人民家等を恒常的に撮影することになるため、憲法13条肖像権・プライバシー権の基本的な人権を侵害する恐れがあると判断し、現時点では設置予定はございませんが、南部警察署とも相談して、必要と思われる箇所については、今後、検討してまいります。

また、公共施設における防犯カメラの設置に関しては、各施設管理担当課により防犯上、必要最小限のものに限定し設置することも想定しております。

○議長（望月光彦君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

課長の話ですと、プライバシー権の侵害ということでもありますけれども、先ほどもちょっと話をしたように条例や基準、省庁の基準をつくって、防犯カメラを設置している自治体も実際にはあります。防犯カメラがあることで、犯罪行為自体をとめることはできないわけですが、犯罪が起きたときに犯人の特定などに効力を持つということは確かではないかなと思います。

現在の監視カメラとして設置されている状況から、各学校の入り口、あるいは運動場、保育園の入り口、図書館、新しくできましたアルカディア多目的広場などに多くの人が出入りします。こういったところに監視カメラを設置するということは可能ではないでしょうか。

課長が言うように、交通防災課だけが管理するのではなく、公共施設を管理する各課に検討してもらい、プライバシー権の基本的な人権を侵害しないように、法を遵守した上で、防犯カメラとして設置を進めていただくことで犯罪抑止につながると思います。

特に富沢小学校の駐車場などはバスのターミナルにもなっておりまして、多くの住民が出入りする場所になっております。ここには、やはりいち早く設置してもらいたいという要望があったと聞きます。こうした場所への防犯カメラの設置を、ぜひ前向きに考えていただきなと思います。

また、公共施設に防犯カメラの設置を想定しているという回答がございましたが、具体的に設置を想定している場所についてどこがあるのかお伺いいたします。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

望月憲之議員の再質問にお答えします。

いくつかの課に回答を求められておりますが、学校関係につきましては、学校教育課より回答いたしますので、他の施設につきまして回答させていただきます。

まず、保育所ではありますが、本年度6月定例議会一般会計補正予算第1号において承認されております。

緊急通報システムを導入いたしましたので、現時点では監視カメラ設置については考えていないということであります。

次に、図書館およびアルカディア多目的広場についてですが、図書館につきましては、先ほど文化館について回答させていただきましたが、文化館を含め、図書館内は既に監視カメラを設置しております。なお、多目的広場においては、監視体制の面など、今後関係者と協議して検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月光彦君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

続いて、学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

望月憲之議員の学校における防犯カメラの設置についてお答えをさせていただきたいと思えます。

町内の小中学校の防犯カメラの設置状況は、先ほどの話にもありましたとおり、睦合小学校において4カ所に設置をされております。その映像につきましては、職員室のモニターで確認をし、記録をされているというような状況になっております。ほかの小中学校には現在は設置をされていません。防犯カメラの設置につきましては、カメラを設置することだけでは十分とは言えず、学校敷地内、または校舎内への出入り口を限定するということや、それを考慮してカメラを設置すること、そしてカメラの監視体制を整えることで、犯罪抑止の効果が最大限発揮できるものと考えております。

その点からは、町内の学校は敷地も広く開放的な状況でございます。先ほど、望月議員のお話にもありましたとおり、特に富沢小学校においては、町営バスやスクールバスが敷地内のロータリーに進入し、児童が乗降するために校門に、そもそも門扉が設置をされておられません。今後につきましては、犯罪も多様化するという事の中で、それらのことも全体に考える、考慮する中で、各学校における最適な防犯体制について検討をしていきたいというふうに考えております。

以上、望月憲之議員の再質問のお答えといたします。

○議長（望月光彦君）

学校教育課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

前向きに防犯カメラの設置箇所について、今後検討していくという話もありましたし、また学校についても、今小学校は3つありますけれども、それぞれの学校の抱えている問題や状況

があらうと思います。それらを踏まえまして、犯罪が起きてからでは遅いものですから、起きる前にどうしたら抑止につながるかということも、今までも考えていると思いますけれども、防犯カメラともども考えていただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

以上で、2番目の質問を終了いたします。

次に、3番目の質問を求めます。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

最後の質問になりますが、南海トラフ巨大地震への対応について、お伺いをしたいと思います。

町長の話にもございましたように、能登半島を元日に襲った最大震度7の能登半島地震は230人を超える命を奪い、生活や産業を根こそぎ壊しました。

能登半島地震により被害に遭われた皆さまへ、心からのお見舞いを申し上げます。そして、ご家族や大切な方々を亡くされた皆さまへ、謹んでお悔やみを申し上げます。

地震はいつ・どこで起きるか分からないことを再認識させられました。被災された方の多くは依然として体育館などの避難場所での避難所生活を余儀なくされ、2次避難も思うように進まない状況だということを伺います。

今回の地震では住宅被害が4万6,294棟、今では5万棟以上になっていることを聞きます。特に水道や電気などのライフラインの被害が大きく、配水管の老朽化が被害拡大の原因であるということも伺っております。南部町でも配水管の老朽化が進み、交換が必要な箇所も多くあり、まことに心配であります。

今回は過去の災害に比べ、段ボールベッドや生鮮食品などの支援が行き届くのが遅く、仮設住宅も整備途中などの公助が遅れ、自助に頼っているそうです。

能登半島地震の発生を受けまして、太平洋側の各県では大規模な被害が予想される南海トラフ巨大地震への警戒を強めるとともに、新たな被害想定計画や、防災対策の改定等を行っていると聞きます。

南海トラフ巨大地震は、今後30年以内に70～80%の確率で発生すると言われており、地震はいつ・どこで起きるかが分からない災害であるため、さまざまなケースでの避難計画を立てることが大切であると思います。水や食料の備蓄を定期的に見直す。家具の転倒防止・避難経路の確認など、できることから少しずつ始めることが求められております。

能登半島地震では、各地の道路が寸断され、孤立集落の問題が大きな課題となっております。

南部町としても大規模な被害が予想されます南海トラフ巨大地震への警戒を強めるとともに、新たな被害想定計画や、防災対策の改定、住民の地震対策への対応が必要であると思います。が町としての対応を伺います。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

望月憲之議員の質問にお答えします。

大規模災害への新たな被害想定計画や、防災対策の改定および住民への地震対策対応であります。まず、新たな被害想定計画と防災対策につきましては、山梨県の地震被害想定調査が、前回の調査から約25年が経過したことから、最新の科学的知見などを反映しながら、新たな調査を実施し、令和5年5月に調査結果が公表されております。

この調査結果および、国・県より能登半島地震を教訓とした修正案も提示されることになっておりますので、新たな地震被害想定に対する対策や対応を含め、南部町地域防災計画の改定を令和6年度に実施してまいります。

次に、住民への地震対策対応であります。これまで町民の防災意識向上のための勉強会や自主防災会の育成のための補助、町の備蓄、災害時の職員初動のための研修会など、さまざまな対策を講じてまいりました。これらの防災対策につきましては、引き続き手を緩めることなく実施していきたいと考えております。

地震対策は、突き詰めれば、これで良いという正解はありません。今回の地震から多くのことを学びました。その教訓を、先ほど述べました南部町地域防災計画に盛り込んでまいります。

なお、最近の防災対策の取り組みとして、今もまだ続いております能登半島地震の断水問題を教訓に、町で備蓄しております保存水の賞味期限で入れ替えたものを廃棄せず、生活水の備蓄として、希望する町民に配布する取り組みを実施しております。

今後も、このような直近で発生した災害の教訓を取り入れ、迅速かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○議長（望月光彦君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

南部町の地域防災計画が、今年度新たに立て直されるということです。ぜひしっかり計画づくりをしていただきたいと思いますし、また議会のほうにも、逐次情報提供をしていただけたらありがたいと思います。

さて、能登半島地震では、先ほども言いましたように、5万棟を超える建物が被害を受けました。耐震基準を満たしていた割合は、珠洲市では51%、輪島市では45.2%と低かったということがあります。地震が木造の建物に与えた影響について、専門家がシミュレーションを行ったところ、耐震基準を満たした建物は倒壊を免れている。耐震化されていない古い住宅に被害が集中した可能性があり、対策を急ぐ必要があると指摘しております。

山梨県でも、木造住宅を対象とし、町と協力して行っている耐震改修について先ほど話が出ました。木造住宅居住安心支援事業の補助を増額する予定だということでもありますけれども、町としても、増額するだけでなく、地元の建築関係企業と連携して、この事業を積極的に町民のもとに落とし込む、町民へしっかりこの事業を展開していくということが大切になるのかと思います。

所有者自らが問題意識を持って、住宅建築物の耐震化に取り組むよう、情報提供及び支援をお願いしたいと思います。

そこで町が実施した耐震診断、耐震改修の実績と今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長（望月光彦君）

望月紀之議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

望月紀之議員の再質問にお答えします。

はじめに耐震診断と耐震改修の実績につきましては、平成16年から現在までに耐震診断が331件、耐震改修が14件であります。

また、この14件の耐震改修のうち、県指定緊急輸送道路・避難路沿線道建築物の対象建物が1件ありました。

令和4年度に県と訪問を行い、本年度改修をしていただき解消されていますので、町内の県指定重要路線での危険建物については0件となっておりますので、併せてご報告させていただきます。

次に、今後の取り組みについてであります。耐震化事業を進めるに当たり、毎年度はじめに耐震診断、耐震改修の補助制度の案内を全戸に配布しているほか、夏ごろから県、町、耐震診断事業者の3者で、昭和56年以前に建築された住宅を対象に1軒1軒訪問するローラー作戦を実施しております。

その後、耐震診断を受診した住宅に対しても、フォローアップとして耐震化のご案内を毎年通知させていただいており、引き続き推進、強化し実施してまいりたいと思います。

また、令和6年度山梨県当初予算において、長崎知事からも木造住宅の耐震診断や改修への上限額を引き上げるなどの補助金制度の拡充が提案されており、町でも県と連携し、事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（望月光彦君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

課長の話にありました、昨年、内船地区のローラー作戦を行ったのはこの事業でしょうか。内船地域ではなかったでしょうか。

○議長（望月光彦君）

課長、どうぞ。

○交通防災課長（金井貴君）

令和5年は南部区です。

○2番議員（望月憲之君）

分かりました。

先ほど、昭和56年以前の住宅を持っている方々に通知を出しているということでしたが、おおよそ南部町内では何件ぐらいあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

交通防災課長答弁を求めます。

交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

件数については、手元に資料がないものですから、追って報告させていただきますが、先ほど答弁の中で申しました耐震診断を行った３３１件については、シェルターや、そういったものについて、少し踏み込んだ形で事業を進めていくような形でおります。

数値については、報告を改めてさせていただきます。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員。

○２番議員（望月憲之君）

ありがとうございます。

どちらにしましても、南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくないというのは紛れもない事実だと思いますので、ぜひこれへの対応策、町民への周知等を図っていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（望月光彦君）

以上で、望月憲之議員の一般質問を終了いたします。

あと１件で一般質問は終わるわけですが、ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は１５時３５分です。

休憩 午後 ３時００分

再開 午後 ３時１５分

○議長（望月光彦君）

それでは休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、３番、望月小五郎議員の質問を許します。

望月小五郎議員の質問は２問あります。

まず、１番目の質問を求めます。

３番、望月小五郎議員。

○３番議員（望月小五郎君）

今回の私からのコミュニティ機能強化についての質問は、令和３年３月にも質問させていただきましたが、当時は、コロナ禍の影響で人的交流が極端に制限されていた状況でしたので、執行部からは感染症収束の後、各地域で催事などを再開させていただければとの回答でした。

しかしながら、人口減少や生活環境の変化で、地域の集まりごとが減少し、日を、年を追うごとに地域の活力が失われている現状を危惧しています。

そこで、改めて地域コミュニティ機能強化についてお伺いいたします。

この度の能登半島地震で考えさせられるところがあり、質問させていただきます。

家屋倒壊で亡くなった方が多い中、１人の犠牲者も出さなかった地区がありました。その地区は、日ごろからの地域コミュニティが盛んで、区長が即座に「誰がいない。何人いない。」

を把握できたため、倒壊した家屋の柱などをチェーンソーで切り開き、救出活動をしたそうです。

そこで気付かされることは、地域コミュニティの存在の大きさです。振り返って、わが町はどうか。徐々に地域イベントも衰退し、地域の人間関係も希薄になってきており、地域共助の存続をも危惧するところでもあります。

南部の火祭りや、たけのこ祭り等、町を挙げた大イベントも、インバウンド需要のためには大切なことですが、各地区に根付き、あるいは細々と続いている伝統的行事を活性化させる、もしくはコロナ禍等で衰退してしまった行事を復活させることも、町として取り組むときではないでしょうか。

衰退の理由は必ずしも経済的なものだけではないでしょうが、町の本気度を示すためにも、地域への金銭的補助が一番効果的ではないかと思いますが、町の考えをお伺いします。

○議長（望月光彦君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

望月小五郎議員のご質問にお答えさせていただきます。

望月議員にもただいま、以前にも質問をさせていただいたというお話がございましたが、コミュニティ機能強化に関するご質問に関しまして、企画課より以前にもお答えさせていただいた経緯がございます。今回は、地域における共助の強化と、その取り組みに対する地域への支援にポイントを置きながら、コミュニティの基礎となるものについて、お答えさせていただきますと思います。

発災時における地域内での助け合いや、コロナ禍以降の地域行事の復活および活性化は、コミュニティ内の個々の意識強化が必要であることは、議員のお考えに共感するところですので、町民の皆さまの地域行事への積極的な関わりや参加については、私どもも強くお願いをしたい点でございます。

そのため町では、より多くの町民の皆さまが、地域行事等へ関わりやすくなるよう努めており、地域防災会や消防団をはじめとする地域組織等に対しまして、組織強化の充実を目的とした助成や申請に基づく補助金の交付をさせていただいております。

その成果として、各組織の備品、備蓄品の整備や構成員等の活動環境の充実においては、一定の水準に達しているものと理解しております。

また、町内一斉に実施しております防災訓練においては、地域防災会ごとに災害時に必要とされる内容を計画、実施していただき、発災直後から行政対応が整うまでの自助、共助の精神を脈々と地域内で受け継いでいただいているものと、認識しております。

さらに、文化・スポーツ等、多種多様な地域活動の実施においても、それぞれ担当課において地域の独自性を尊重した上で、多方面からのアプローチと支援をさせていただいておりますので、今後も各担当課との連携を密にいただき、地域に合った環境整備を進めていただきたいものと考えております。

現在、町と地域の共通課題は、人口減少と少子高齢化であり、このことは全国的にも避けては通れない問題であります。

一方で、コミュニティーの基礎とは、「人」が集まり、寄り添って、初めて成り立つものであると、私は認識をしております。

地域において、引き続き「共助の強化」を図っていただくためには、個々を理解し、ご近所と協力しあって「強い人間関係」を構築して行くことが最重要であると言えます。

言い換えれば、「人・近所付き合いなくして、共助は成立しない」と、断言できると思います。

今後、町民の皆さまには、定住者、移住者を問わない柔軟な地域間対応をお願いするとともに、町・地域の共通認識として、強い人間関係構築に取り組んでいただくことを熱望してやみません。

特に、地域のリーダーである議員の皆さまにおかれましては、地域のコミュニティー機能強化の取り組みを、今まで以上に、後押ししていただきますことを、併せてお願い申し上げます。

辰年である本年は、「物事の始まりや動きが盛んになる年」と言われております。町長が年頭より申し上げておりますとおり、「南部町の、さらなる飛躍を予感させる年」でもあります。

また、「能登半島地震」を教訓とした「自助共助の強化」等はもちろん、町全体のあり方を見つめ直す、良いタイミングの年であるとも考えられます。

その意味でも、令和6年度に予定しております、「次期南部町総合計画」の策定においては、住民の皆さまのご意見に耳を傾け、総事業総点検を実施し、「未来の南部町」を明確なビジョンでお示しすることで、関係機関のご承認をいただき、南部町をさらなる高みに導いて行けるよう、職員一同、全力で取り組んでまいります。

以上、望月議員の質問へのお答えとさせていただきます。

○議長（望月光彦君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今、答弁にありましたように、お互いが助け合える、心配し合える環境づくりが安心安全なまちづくりの根底には、なくてははいけません。お答えの中にあつた、人、近所づきあいなくして共助は成立しない。そのとおりだと思います。どんな状況下であっても、近所づきあいができる環境づくりが大切だと思っています。

再質問は、その環境づくりに対する各課で取り組んでいる支援策、横の連携について質問させていただきます。

地域コミュニティーの衰退は、まちづくり、治安、防災など、町民の皆さまの日常生活に大きく影響してきます。

役場内各課において、さまざまな支援策を実施していただいておりますが、その施策の効果、問題点などを検証し、次につなげていくことが何より大切だと思っています。

コミュニティー機能強化について、各課の連携についてあればお伺いいたします。

○議長（望月光彦君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、望月小五郎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

コミュニティー機能強化は、まちづくりには重要な要素であり、議員のおっしゃるとおり、町民の皆さまの生活に大きく影響を及ぼすものであることも、もちろん承知をしているところであります。

また、多種多様なコミュニティー機能強化の支援策においても、先ほどお答えさせていただいたとおり、令和6年度には次期南部町総合計画を策定することとなりますので、各事業の効果検証を十分に行う中で、未来の南部町へとつなげていければと考えております。

さらに、先ほど各地域のコミュニティー機能強化においては、各課との連携を密にし、地域に合った環境整備を進めていただきたい旨お答えをさせていただきました。

もちろん、議員ご指摘の各課の連携についても、行政側が町民の皆さまの積極的なコミュニティー活動への参加を促すためには必要不可欠であることは理解しているところであります。

私たち職員が課をまたぐ形で多種多様な支援策を理解し、地域からの相談要望に対し、的確に担当課へと結びつけていくことで、速やかな地域活動への支援ができるものと理解しております。

そのために、私たち職員、個々のスキルアップと、今まで以上の各課職員間での情報共有、強化に努めてまいりたいと思います。

ご質問についてのお答えは以上とさせていただきます。

○議長（望月光彦君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

役場でいろいろな施策を打っていると、先ほどおっしゃられたのですが、私自身、福祉保健課で実施している健康体操や、いきいきサロンなどに参加していて、人数をもう少し増やしていけたらいいなと思いながらも、楽しい時間を過ごさせていただいています。

こういう取り組みが少しずつ大きくなっていけば、自分が望んでいるような地域コミュニティーが少しずつよくなっていくのではないかなと思うのですが、大切なところは人口が減っても人的交流がしやすい環境を、次の世代に残していくことだと思っています。

そのためには、地域の集まりの楽しさとか、情報交換の重要性を知っていただくことが何よりだと思っています。

人口が減少したからとか、生活環境が変化したとかで片付けず、頑張っている地域もこの南部町にはいくつもあります。そういうところには、すごく絆の文化を感じています。そういうところを見習って、勉強していくことも、町にとっては大切なことではないかと思っています。

最初に質問をしたときに挙げたのですが、この質問の自分の本当の意思というのは、集まりごとに特化した、区長裁量経費などを認めてもらって、区長が区内の各組長に、地域でイベントを、行事をやってみないか、そういったことが言えるような経費を認めてもらえればと思い、質問させていただいたのですが、その辺りがうまく伝わらなかったようなのですが、どうでしょうか、区長裁量経費などを考えていただくことはできないでしょうか。

○議長（望月光彦君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

では、回答を町長お願いします。

○町長（佐野和広君）

予算に関わることでありますので、私からお答えいたします。

先ほど、いろいろなお答えをしました。企画課長の答弁は全て私が見直しています。あの意見は、私の意見だと思っていただければ結構です。

それで全くおっしゃるとおりでして、人口減少の中で地域のコミュニティをどう図るか、これは防災にもつながりますから、ぜひそれは進めていきたいと思っていますし、今年あたりは、そういった意見もあることから、区長会で提案をさせていただきます。そして、同様の意見があれば、高額は無理ですけれども、そのための資金でしたら、惜しみなく捻出しても良いと思っています。

これがそれに対するお答えです。

○議長（望月光彦君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はございますか。

以上で、1番目の質問を終了いたします。

次に2番目の質問を求めます。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

2番目の質問は、昨年、町民の方より文化的価値のある書物の保存方法について問われたことがありました。また、歴史ある内船歌舞伎に接する機会があり、その継承に非常に苦労されていることなどを聞きました。

そこで、町の文化財管理保全について、質問させていただきます。

町では、室町時代に建てられた最恩寺仏殿・260年の歴史を持つ内船歌舞伎など、20件の国・県の有形・無形文化財を保有しています。

さらに町の歴史を伝える書籍や古物なども保存管理していると聞いています。文化財の保存・管理は、経年劣化や後継者不足により楽観視できない状況にあります。

第二次総合計画に地域の特色ある文化の継承、文化財保護と活用に努めるとありますが、文化財保護の現状と今後の管理について、お伺いします。

○議長（望月光彦君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

生涯学習課長の答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（遠藤賢君）

望月小五郎議員の文化財の管理、保全についてのご質問にお答えいたします。

現在、町には、国指定文化財1件、県指定文化財18件、町指定文化財48件の合計67件。このほか国の登録文化財1件がございます。

生涯学習課では、所有者と連携を図りながら文化財の維持管理を行っております。

その一つとして、文化財所有者に、大切な文化財の保護・維持経費として、1件に対し年額

5千円を保護委託料として財政支援をしております。

また、高度で高額な保存や保護のための経費が必要となった場合には、現地確認をしたのち、文化財保存事業補助金として、対象経費の3分の2を交付することとしております。

この補助金の交付実績につきましては、国指定文化財である最恩寺仏殿の火災焼失を防ぐための予防措置として、毎年防災施設保守点検事業を実施しており、自動火災報知設備の保守点検経費についての助成をしております。

このほか、平成26年2月の大雪による被害では、内船八幡神社のイチョウの枝の伐採等を実施した経費、風水害の被害では、島尻の大カヤ、妙浄寺のイチョウの枝打ちなどもこの補助金により対応しております。

また、山梨県文化財保護指導委員による年5回の文化財巡回調査を行うことにより、現状把握にも努めているところであります。

県の無形文化財である内船歌舞伎につきましては、内船歌舞伎保存会へ年額90万円の補助金を予算計上し、歌舞伎伝承のための支援を実施しております。

議員のご質問の中にあるとおり、無形文化財についての後継者不足は顕著であり、この育成にあたっては喫緊の課題と捉えております。

教育委員会といたしましても、活動支援は町内に限らず町外にも目を向けながら、有形・無形文化財がもつ魅力を情報発信していくことが重要だとも考えております。

このほか、書籍資料などは、デジタル技術を活用し、データ化することで、実存する文化財と併せて観光資源とすることも可能となっておりまいます。

文化財という貴重な財産を守り後世に伝え続けるためにも、文化財保護審議会の委員の皆さまからのご意見も参考にしながら、地域や行政が一体となって取り組むことで、保存・管理・継承を怠りなく実施しながら、町の歴史と文化を守ってまいります。

以上、望月小五郎議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（望月光彦君）

生涯学習課長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

お答えの中にありましたデジタル技術の活用で観光資源にすることも可能との言及があり、非常に前向きな回答をいただいたと思っています。

回答の中で1点、お答えの文化財の魅力を情報発信していくとありますが、どのような方法を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（望月光彦君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

生涯学習課長の答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（遠藤賢君）

望月小五郎議員の再質問にお答えいたします。

まず有形・無形文化財の魅力を発信するには、発信内容を充実していかなければなりません。

現在の、南部町のホームページ内のコンテンツでは、文化・スポーツとして近藤喜則資料展

示室を紹介しています。

南部町観光ページにおいては、南部の歴史として南部氏、内船歌舞伎、最恩寺の3つを紹介しているところです。

今後は、文化・スポーツコンテンツ内において、町内の有形・無形文化財の情報量を多くするとともに、有形文化財の現地におけるQRコードを用いた情報紹介も併せて実施していきます。

全ての設置はすぐには言いませんが、順次行ってまいります。

これはあくまでも1例にすぎませんが、魅力を発信する内容については今後充実させていきたいと思っております。

また、有形無形文化財についての情報発信につきましては、企画課および4月に新設予定のDX推進課とともに、どのような手法を用いれば、最も効率がよく、多くの方の目に触れることができるか、今後協議してまいります。

1つの課が単体で情報発信するのではなく、一元化された中で南部町の魅力全てを情報発信することが重要であると考えております。

以上、望月小五郎議員の再質問のお答えといたします。

○議長（望月光彦君）

生涯学習課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今、お答えにありました生涯学習課はもとより、企画課、新設のDX推進課には大いに期待しています。

お答えにありました、地域と行政が一体となって文化財を守っていくことが何より大切です。われわれも地域と行政のつなぎ役として、今まで以上に文化財保護に努めていきたいと思っています。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（望月光彦君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

以上で、望月小五郎議員の一般質問を終了いたします。

これで一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日5日、火曜日には、文教厚生常任委員会、6日、水曜日には総務建設常任委員会の審査が行われます。

会場は2階大会議室、開会は午前9時であります。

時間までに2階大会議室にご参集くださいますようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時43分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年3月5日

南部町議会議長

望 月 光 彦

会議録署名議員

木 内 秀 樹

会議録署名議員

遠 藤 高 芳

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹

令和 6 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

3 月 1 5 日

令和6年第1回南部町議会定例会（第2日目）

令和6年3月15日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 DX推進課の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 南部町会計年度任用職員の勤勉手当支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備等、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第8号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第9号 南部町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 南部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第29号 南部町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第14 議案第13号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第15 議案第14号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第15号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第16号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 日程第18 議案第17号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議案第18号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第19号 令和6年度南部町一般会計予算
- 日程第21 議案第20号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計予算

- 日程第22 議案第21号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計予算
 日程第23 議案第22号 令和6年度南部町介護保険特別会計予算
 日程第24 議案第23号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第25 議案第24号 令和6年度南部町睦合財産区特別会計予算
 日程第26 議案第25号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計予算
 日程第27 議案第26号 令和6年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第28 議案第27号 令和6年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第29 議案第28号 令和6年度南部町簡易水道事業会計予算
 日程第30 発議第1号 南部町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の
 制定について
 日程第31 発議第2号 議会改革特別委員会の設置について
 日程第32 発議第3号 南部町議会議員行政視察研修の実施について
 日程第33 議員派遣の件について
 日程第34 閉会中の継続調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 芦澤潤一郎	2番 望月憲之
3番 望月小五郎	4番 塩津悟
5番 望月郁夫	6番 木内秀樹
7番 遠藤高芳	8番 高橋茂広
9番 遠藤光宣	10番 仲亀佳定
11番 小泉昇一	12番 望月光彦

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

8番 高橋茂広	9番 遠藤光宣
---------	---------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	佐野和広	教 育 長	入月一巳
代表監査委員	田中清一	秘書政策監	滝基成
会計管理者	渡辺幸博	総務課長	渡辺雄治
企画課長	杉山一陽	財政課長	遠藤一明
税務課長	仲亀哲也	交通防災課長	金井貴
子育て支援課長	岡村忠	福祉保健課長	近藤利也
住民課長	若林安彦	産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	佐野郁夫
建設課長	尾崎龍次	水道環境課長	遠藤成
デイサービスセンター所長	望月裕司	健康管理センター所長	大倉直也
学校教育課長	若林将基	生涯学習課長 （兼）公民館長	遠藤賢

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺正樹

○議長（望月光彦君）

皆さん、おはようございます。

定例会2日目の会議にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、各常任委員会での慎重な審査、大変ご苦労さまでした。

今会議は、新年度の町の政策や事業に対する重要な審議の場であり、各委員会審査では執行部の提案に対して、各議員各々の考え方を交えた質疑がありました。

執行部の皆さまには、議員からの意見を参考にいただき、より良いまちづくりのために、執行部、議会ともに努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、初めてタブレット端末を使用しての会議を行っておりますが、慣れないながらも皆さまのご協力により進行出来ておりますことに感謝申し上げます。

初日にも申しましたとおり、本日は、さらなる絶え間ない議会改革を推進していくための提案もなされる予定です。

それでは、本日が最終日になろうかと思いますが、慎重かつ闊達な審議をお願い申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます、2日目のあいさついたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和6年南部町議会第1回定例会2日目の会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（望月光彦君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において8番 高橋茂広議員および9番 遠藤光宣議員の両名を指名いたします。

○議長（望月光彦君）

次に、常任委員会に付託いたしました、日程第2 議案第1号 DX推進課の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第9 議案第28号 令和6年度南部町簡易水道事業会計予算までの28件を一括議題とし、審査報告および審査報告に対する質疑を行います。

最初に、総務建設常任委員会の審査報告および審査報告に対する質疑を行います。

総務建設常任委員長報告を求めます。

仲亀佳定委員長、登壇願います。

○総務建設常任委員長（仲亀佳定君）

それでは、総務建設常任委員会、委員会審査報告をいたします。

本委員会は、令和6年3月6日、水曜日に開会し、午前9時から午後4時まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長の私、仲亀佳定、木内秀樹副委員長、遠藤光宣委員、塩津悟委員、芦澤潤

一郎委員、望月光彦議長でございます。

執行部からは、企画課、交通防災課、財政課、税務課、産業振興課、農業委員会、建設課、総務課、出納室、議会事務局の各課長、事務局長および担当職員が出席をいたしました。

お手元に配付のとおり、総務建設常任委員会に付託された12件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、端末資料⑤総務建設常任委員会審査報告により抜粋して報告いたします。

報告書をご用意ください。

はじめに企画課関係です。

3ページ上段、議案第13号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第9号）、歳出、

問 26ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目企画費、1節報酬の4件の委員報酬が減額となる理由は。

答 行政改革推進審議会の委員は2年任期ですが、今年度実施しなかったための減額です。

現在の行政改革大綱が令和6年度までのもので、6年度での検証と新たな策定のため、6年度、7年度の2年間を任期とする委員の委嘱を考えています。土地利用審議会についても案件がなく実施しなかったための減額です。

町有地検討委員会については、南部地区昭和町の分譲地にあたり委員の委嘱・開催をいたしましたが、4名以外分の職員等報酬支払い対象でない委員分について減額します。総合戦略効果検討委員会についても、現在の総合戦略の計画期間が令和6年までとなっており、6年度中に総合計画と併せて策定する予定でありますので、これに合わせて委員の委嘱を行い、現計画の検証と新たな策定のために会議を開催する予定です。今年度は実施しませんでしたので、その減額となります。

次に、5ページ中段、議案19号 令和6年度南部町一般会計予算、歳出、問の2問目、

問 4目企画費の全体額として、前年比率2,023万5千円の増額となっているが、主な原因は。

答 主なものとしては、総合計画と総合戦略がいずれも6年度に計画の最終年度を迎えた新たな計画の策定が必要なことから、2つを一体化して策定するために総合計画安定支援業務委託料として700万円を計上しています。また、国庫補助のデジタル基盤改良支援補助金による標準システム移行について、18節の基幹業務システム共同化負担金に1,500万円ほどが新たに含まれているためです。

次に、交通防災課関係です。

6ページ、中段、議案第13号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第9号）、歳出の

1問目 27ページ 2款総務費、1項総務管理費、12目安心なまちづくり推進費、18節負担金補助及び交付金中、耐震シェルター設置事業費補助金について、補助対象とシェルの金額と実績について説明を。

答 民間の木造住宅で耐震診断の結果、総合評価点が0.7以下の場合となります。設置は1階部分の寝室か、居間の1部屋が一般的です。本町においてシェルター設置実績はありません。県への問い合わせでは、令和5年度の県内での実績は1件のみとのことでした。

金額の面では基礎から実施するとかかなり高額となるようです。施工方法や面積などによるので、一概には言えませんが、一部業者はかなり安価な施工方法を示しております。

耐震診断を行った住宅のうち、総合評価点0.7以下の世帯には、施工方法の例などを示した案内通知を発送しました。能登半島地震発生後、耐震診断に対する問い合わせも数件ありましたので、地道な取り組みではありますが、診断改修に対する呼びかけを行っていきます。

次に財政課関係です。

10ページ、中段、議案第13号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第9号）、歳出、問の2問目、17ページ、

問 2款総務費、1項総務管理費、14目基金費に関して、予定している施設改修などあるか。

答 公共施設管理計画に伴い、6年度にアルカディア文化館、活性化センターの改修を予定していますが、これらの事業には過疎債の充当を見込んでおります。今後予定しております小学校の統合に係る改修費用や、南部中学校の改修などについても、対象となる補助金や起債の充当が可能だと思います。今回の基金の積み立てについては、解体を予定している林業センターや旧富沢図書館、老人福祉センター、南部弓道場に充当するものです。これらの解体事業は、補助金や起債の対象とならないため、基金の活用を見込んでおります。

次に、11ページ、下段から、12ページ、地方債現在高見込み調書。

問 5年度末と6年度末の残高見込額を比較すると、5億8千万円余の増加となるが、将来の財政圧迫につながらないか。

答 借入をしている事業債は、交付税において借入額の7割が補填される効率のよいものです。しかしながら、3割は償還しなければなりませんので、もちろん今後の借り入れ計画はしっかりとし、過度の借り入れとならないように考慮しています。

来年度は、2つの改修事業が重なるため、大きな借入額となります。また、再来年度には中学校の改修を予定しています。今後も過疎債を主に、公共施設整備基金を併用しながら、効率のよい運用をしていきます。

続いて、税務課関係です。

13ページ、中段、議案第19号 令和6年度一般会計予算、歳入、問の2問目、

問 17ページ、1項町民税、2項固定資産税、ともに今年度より減額となっているが、今後の見通しは。固定資産税については理由の説明もお願いしたい。

答 町民税について、個人税は人口減少に伴う納税義務者の減少によります。法人税は企業の経営状況に左右されるところがあり、現状は下がっています。固定資産税については、土地家屋の評価替えによる影響です。償却資産につきましても、新規投資がない限り微減となります。

町税の今後の見通しとしては、法人税については企業の収益が上がってくれば増収も期待できますが、個人住民税については人口減少に伴うもので、今後も減少傾向は続くと思われる、固定資産税も土地の価値が上がらない限りは微減で推移していくものと考えます。全体的に徴税は年々減少していくものと考えております。

ただ、固定資産税については、現在、免除期間中の企業があるため、期間が明ければ増額となります。

次に、14ページ、上段、歳出、

問 同ページ、2目賦課徴収費が前年度より上がっているが、値上げとなる郵便料の計上によるものか。

答 郵便料の値上げ見込み分と、60ページの収納事務手数料の新規計上によるものです。

この手数料は、令和6年度から納付書1件あたり300円が発生するもので、特に個人住民税の特別徴収分が多額となります。このため、少しでも納付手数料が減らせるよう、各事業所にエルタックスの利用による納付を依頼し、実際に町内の事業所に出向き、設定支援を実施しております。

続いて、産業振興課・農業委員会関係です。

17ページ、中段、議案第19号 令和6年度南部町一般会計予算、歳入、1問目と2問目、

問 29ページ、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金中、地方創生道整備推進交付金の説明を。

答 林道鯨野森山線の開設を予定しており、令和6年度は全体計画の策定と一部測量業務を予定し、予算計上しています。この交付金は0.5%の充当ですが、国の補助が50%あり、残り49.5%は森林環境譲与税を充当する予定です。

問 計画予定は何メートルか。

答 現段階で延長は1,770メートルです。令和6年度から9カ年で計画しております。

次に、税務課関係です。

20ページ、下段、議案第13号 令和5年度南部町一般会計補正予算(第9号)、歳出の3問目、

問 35ページ、1項農業費、5目地籍調査費、12節委託料減額の内容と、地籍調査が終了し、登記は順調に進んでいるか説明を。

答 この委託料については、維持工事や分筆登記、所有権移転があった場合にも使用する費用ですが、今回は大きな維持工事もなかったため減額になりました。地籍調査に関する登記は順調に進んでいます。

次に、21ページ、下段、議案第19号 令和6年度南部町一般会計予算、歳出、問の5番目、

問 107ページ、5項住宅費、1目住宅管理費、14施設工事請負費、住宅解体費について説明を。

答 中村団地1棟、内船団地1棟の2棟分です。跡地の流用や町営住宅の今後については、建設課だけでなく、庁舎内関係課が検討しているところです。

次に、総務課・出納・分庁舎・万沢支所関係です。

23ページ、上段、議案1号 DX推進課の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、問の2問目、

問 課設置の目的は。

答 先の具体的な展望は見えませんが、できるところからDX化を進めていこうという考えです。まず、住民の役場での手続きの簡素化、利便性を図ることを第一とし、次に多忙化する職員の業務効率化を図っていきたいと考え、課を設置するものです。

25ページ、2行目、議案第19号 令和6年度南部町一般会計予算、歳出、

問 44ページ、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料中、ストレスチェックや

メンタルヘルス、ハラスメント研修は全職員に実施しているのか。またその結果は組織内で活かされているのか。

答 ストレスチェック、メンタルヘルス研修は、会計年度任用職員を含んだ全職員に実施しています。また、管理職にはグループ分けに分析した結果を用いて研修を実施します。なお、ハラスメント研修は管理職のみです。

以上で、総務建設常任委員会委員会審査報告を終わります。

○議長（望月光彦君）

委員長報告が終わりました。

仲亀委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

仲亀委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告および審査報告に対する質疑を行います。

文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

遠藤高芳委員長、登壇願います。

遠藤高芳委員長。

○文教厚生常任副委員長（遠藤高芳君）

それでは、文教厚生常任委員会、委員会審査報告を行います。

本委員会は、令和6年3月5日、火曜日に開会し、午前9時から午後2時30分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長、私、遠藤高芳、望月郁夫副委員長、小泉昇一委員、高橋茂広委員、望月小五郎委員、望月憲之委員、望月光彦議長でございます。

執行部からは、教育長、総務課長、教育委員会、子育て支援課、水道環境課・環境センター、住民課・医療センター、税務課、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンターの各課長、所長および担当職員が出席をいたしました。

お手元に配付のとおり、文教厚生常任委員会に付託されました。

18件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、端末資料㊸文教厚生常任委員会審査報告書より抜粋して報告いたします。

報告書をご用意ください。

はじめに、教育委員会関係です。

6ページ、議案第19号 令和6年度南部町一般会計予算、歳入、

問 29ページ、16款県支出金、2項県補助金、6目教育費県補助金、2節小学校費補助金の、令和のやまなし教育活動モデル推進事業費補助金について、保育所の英語教育への

活用について前向きに検討するとのことだが、予算の内容について説明を。

答 この補助金については、5年度より25人学級の施策の恩恵が受けられない町村に対して特色がある教育への補助として新設されました。本町では英語教育に使っており、インタラックという会社から小学校に1人と、中学校に1人、ALTを派遣しております。その小学校分の経費に充てています。対象経費の3分の2で、331万3000円の補助金を計上しています。

保育所に関しては、子育て支援課においてインタラックのALTによる英語活動授業の実施について進めているところです。

次に歳出です。7ページ、問の5番目、

問 141ページ、9款教育費、6項社会教育費、7目社会教育施設費、14節工事請負費について、活性化センター施設整備工事とのことだが、内容やスケジュール等の説明を。

答 大規模改修として主な内容は、外壁タイルの補修、屋根の防水対策工事、正面入り口事務室出入り口の拡幅、屋根の雨漏りによる傷んだ多目的ホール壁紙の張り替えなど、建築主体工事費6,677万円。LED照明器具の取り替え幹線動力設備工事等の電気設備工事費4,500万円、空調設備取り換え、配管設備工事の機械設備工事費7,825万円を予定しています。特に多目的ホール空調設備は4,500万円を予定しており、大がかりな改修になります。時期としては8月から半年間を予定しています。その間、活性化センターの使用はできませんので、各団体には、今議会で可決されれば、工事期間は使用できなくなる旨のお知らせをしてあります。ただし、選挙がある場合は使用可能となるよう対応しています。

次に、子育て支援課関係です。

9ページ、議案第19号 令和6年度南部町一般会計予算、歳出、問の1問目、

問 73ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、12節委託料中、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料について説明を。

答 子ども・子育て支援法で5年に一度の策定が義務づけられています。5年度において子育て世帯に意向調査を行いました。この結果を基に業者に委託し策定を行います。さまざまな事業の補助金の交付を受けるに当たって必要な計画であり、本町では放課後児童保育に係る補助金に関係します。

同ページ中段、問の4番目、

問 80ページ、3款民生費、2項児童福祉費、8目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費（こども加算分）、18節負担金補助及び交付金の350万円は、何世帯での見積もりか。

答 正確な数は把握できないですが、支払いができないことのないよう、これまでのほかの支給実績から少し多めに推計し、50世帯、70人で計上しています。

次に、水道環境課・環境センター関係です。

11ページ、最初の、問、議案第19号 令和6年度南部町一般会計予算、歳出、

問 86ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、4目保健衛生費、18節負担金補助金及び交付金中、水道事業負担金と水道事業補助金について説明を。

答 6年度から公営企業会計に移行するに当たり、これまでの一般会計から特別会計への繰り出し金を負担金と補助金に分けたものになります。負担金は、総務省の繰出基準にのっ

とったもので、企業債利子償還金の2分の1、企業債元利償還金の2分の1、消火栓改良費などです。補助金は、歳出合計から歳入合計を引いた不足額から負担金を除いた額になります。

11ページ、中ほど、議案第28号 令和6年度南部町簡易水道事業会計予算、資本的収支、問 支出17ページ、1款資本的支出、1項建設改良費において、新しく埋設する管路はどのくらい予定しているか。

答 増設する箇所はないのですが、布設替の概要は本郷成島線の月見橋添架の150ミリ管36メートル、上徳間排水管布設替え1工区の100ミリ管61メートル、2工区の100ミリ管313メートル、大和地内の木内建設事務所から万福寺入口付近までの75ミリ管120メートルを予定しています。

次に、住民課・医療センター関係です。

13ページ、中ほど、議案第19号 令和6年度南部町一般会計予算、歳入、問の1問目、問 23ページ、14款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、4節戸籍・住民票等手数料について、6年度コンビニ交付の手数料など、どの程度見込んでいるか、経過も踏まえて教えてほしい。

答 手数料については、毎年の取扱件数に応じて算定をしております。昨年12月末、現在においてコンビニ交付率が12.8%です。令和4年度の実績では6.14%だったので、約2倍となっています。

14ページ、中段、議案第23号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計予算、歳入、問 159ページ、歳入で、1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料、いずれも今年度より上がっているが、これは高齢者の負担割合が変わることか。

答 保険料については、県広域連合で2年ごとに見直しが行われます。6年・7年度については、均等割が年額4万980円から5万770円に、所得割が8.3%から11.11%に引き上げられます。

次に、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンター関係です。

16ページ、1段目、議案第13号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第9号）、歳入、問 14ページ、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節心身障害者保護費負担金について、1,052万円の大きな減額だが、具体的な内容は。

答 障害福祉サービス費等負担金については、昨年3月をもって、就労継続支援事業所「きさらぎ南部」が撤退したこと、また施設入所者で4名の方が亡くなり、介護保険施設や医療関係の移行をされた方もそれぞれ1名おり、利用者が減ったことが要因です。また、障害者医療費負担金については、生活保護を受給されている方の更正医療に係わる支出が減ったことが要因です。

次に、16ページ、下段から17ページ、議案第19号 令和6年度一般会計予算、歳入、問 24ページ、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担、1節心身障害者保護費負担金について、前年度より2千万円ほど少ないが、その理由は。

答 先ほど述べたとおり、利用者の減少による減額です。5年度の実績から算出をしています。

以上で、文教厚生常任委員会委員会審査報告を終わります。

○議長（望月光彦君）

委員長報告が終わりました。

遠藤委員長は、その場でお待ち願います。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、文教厚生常任委員会の委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

遠藤委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で、各常任委員会委員長の審査報告および審査報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（望月光彦君）

日程第2 議案第1号 DX推進課の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第3 議案第2号 南部町会計年度任用職員の勤勉手当支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第4 議案第3号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備等、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第5 議案第4号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第6 議案第5号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第6号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第7号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第8号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第9号 南部町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第10号 南部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第29号 南部町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第11号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

以上、日程第2 議案第1号から日程第13 議案第11号の条例の制定・改定および規約の変更の12件についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第2 議案第1号から日程第13 議案第11号までの討論を終結いたします。

○議長（望月光彦君）

日程第14 議案第13号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第9号）

- 日程第15 議案第14号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）
日程第16 議案第15号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第5号）
日程第17 議案第16号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
日程第18 議案第17号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第6号）
日程第19 議案第18号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

までの、令和5年度補正予算6件についてを、一括で討議いたします。

討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。

以上で、日程第14 議案第13号から日程第19 議案第18号までの討論を終結いたします。

○議長（望月光彦君）

- 日程第20 議案第19号 令和6年度南部町一般会計予算
日程第21 議案第20号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計予算
日程第22 議案第21号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計予算
日程第23 議案第22号 令和6年度南部町介護保険特別会計予算
日程第24 議案第23号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第25 議案第24号 令和6年度南部町睦合財産区特別会計予算
日程第26 議案第25号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計予算
日程第27 議案第26号 令和6年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第28 議案第27号 令和6年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第29 議案第28号 令和6年度南部町簡易水道事業会計予算

までの、令和6年度当初予算、10件についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第20 議案第19号から日程第29 議案第28号までの討論を終結いたします。

○議長（望月光彦君）

次に、採決を行います。

採決は1議案ごとに順次行います。

最初に、日程第2 議案第1号 DX推進課の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第2号 南部町会計年度任用職員の勤勉手当支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第４ 議案第３号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備等、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

日程第５ 議案第４号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第６ 議案第５号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第７ 議案第６号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第８ 議案第７号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第９ 議案第８号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを

採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第10 議案第9号 南部町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第11 議案第10号 南部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第12 議案第29号 南部町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第13 議案第11号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第14 議案第13号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第9号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第15 議案第14号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第16 議案第15号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第5号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第17 議案第16号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第18 議案第17号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算(第6号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第19 議案第18号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第20 議案第19号 令和6年度南部町一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２１ 議案第２０号 令和６年度南部町指定居宅サービス特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２２ 議案第２１号 令和６年度南部町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２３ 議案第２２号 令和６年度南部町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２４ 議案第２３号 令和６年度南部町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２５ 議案第２４号 令和６年度南部町睦合財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２６ 議案第２５号 令和６年度南部町富沢財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第27 議案第26号 令和6年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第28 議案第27号 令和6年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第29 議案第28号 令和6年度南部町簡易水道事業会計予算までの、令和6年度当初予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（望月光彦君）

次に、端末資料㉔議員提出議案集2ページをお開きください。

日程第30 発議第1号 南部町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提出議員の趣旨説明を求めます。

9番、遠藤光宣議員。

○9番議員（遠藤光宣君）

発議第1号 南部町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

端末資料㉔議員提出議案集2ページをお開きください。

発議第1号

南部町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年3月15日

南部町議会議長 望月光彦 殿

提出者	南部町議会議員	遠藤光宣
賛成者	南部町議会議員	小泉昇一
〃	南部町議会議員	仲亀佳定
〃	南部町議会議員	高橋茂広
〃	南部町議会議員	遠藤高芳
〃	南部町議会議員	木内秀樹
〃	南部町議会議員	望月郁夫
〃	南部町議会議員	塩津 悟
〃	南部町議会議員	望月小五郎
〃	南部町議会議員	望月憲之
〃	南部町議会議員	芦澤潤一郎

提出理由

今後ますます進む人口減少と、議会基本条例の議会改革推進の趣旨にのっとり、議員定数を現行の12人から10人とするため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、改正条例については、お手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

以上で、発議第1号 南部町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を終わります。

○議長（望月光彦君）

趣旨説明が終わりました。

遠藤議員ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

提出議題において、議員全員が賛成者でありますので、質疑・討論は省略して、採決を行います。

日程第30 発議第1号 南部町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第30 発議第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（望月光彦君）

次に、4ページをお開きください。

日程第31 発議第2号 議会改革特別委員会の設置についてを議題とし、趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

提出議員の趣旨説明を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

発議第2号 議会改革特別委員会の設置について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

議員提出議案集の４ページをご覧ください。

議会改革特別委員会の設置についてを別紙のとおり、南部町議会会議規則第１４条第１項の規定により提出いたします。

令和６年３月１５日

南部町議会議長 望月光彦 殿

提出者 南部町議会議員 望月 憲之

賛成者 南部町議会議員 遠藤 光宣

〃 南部町議会議員 高橋 茂広

〃 南部町議会議員 望月 郁夫

〃 南部町議会議員 塩津 悟

〃 南部町議会議員 望月小五郎

〃 南部町議会議員 芦澤潤一郎

提出理由

議会基本条例の議会改革推進の趣旨に則り、議会改革を進め、町民に開かれた議会を目指すため、地方自治法第１０条及び南部町議会委員会条例第６条の規定により特別委員会を設置するものであります。

名称は、議会改革特別委員会。

委員は、議長を除く１１名。

目的は、南部町の議会改革を推進するため、議会基本条例の検証、議員報酬のあり方、常任委員会の構成等について調査・研究を行うものであります。

議員各位には、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、発議第２号 議会改革特別委員会の設置についての趣旨説明を終わります。

○議長（望月光彦君）

趣旨説明が終わりました。

望月議員は、その場でお待ち願います。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第３１ 発議第２号についての質疑を終結いたします。

望月議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第３１ 発議第２号 議会改革特別委員会の設置については、原案のとおり決定するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第3 1 発議第2号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（望月光彦君）

次に、6ページをお開きください。

日程第3 2 発議第3号 南部町議会議員行政視察研修の実施についてを議題とし、趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

提出議員の趣旨説明を求めます。

8番、高橋茂広議員。

○8番議員（高橋茂広君）

発議第3号 南部町議会議員行政視察研修の実施についての趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

議員提出議案集の6ページをご覧ください。

南部町議会議員行政視察研修を別紙実施計画書のとおり実施したいので、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年3月15日

南部町議会議長 望 月 光 彦 殿

提出者 南部町議会議員 高 橋 茂 広

賛成者 南部町議会議員 望月小五郎

〃 南部町議会議員 遠 藤 高 芳

〃 南部町議会議員 塩 津 悟

提出理由

本町と同規模、もしくは小さな自治体で取り組む教育やデジタル技術、若者を取り込んだ活性化策を研修し、今置かれている本町の問題について検証し、今後の行政運営の参考とします。

なお、実施計画書は別紙のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

議員各位には、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、発議第3号 南部町議会議員行政視察研修の実施についての趣旨説明を終わります。

○議長（望月光彦君）

趣旨説明が終わりました。

高橋議員は、その場でお待ち願います。

次に、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第3 2 発議第3号についての質疑を終結いたします。

高橋議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第32 発議第3号 南部町議会議員行政視察研修の実施については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

なお、諸般の事情により、日程等に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により、日程等の変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長(望月光彦君)

会議を再開いたします。

ただいま議会改革特別委員会より、正副委員長の改選を行った旨の報告がありましたので、その結果について、お知らせいたします。

委員長に望月小五郎議員、副委員長に高橋茂広議員が選出されました。

お2人には、よろしくお願いいたします。

○議長(望月光彦君)

日程第33 議員派遣の件についてを、議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

○議長(望月光彦君)

日程第34 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、議会改革特別委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和6年第2回定例会の会期の決定および所管事務調査について、お手元に申出書の写しが配付されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、委員会の所管事務等についての、議会閉会中の委員会開催については、決定されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

ここで、この3月31日をもって、退任されます入月教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

入月一巳教育長、登壇してください。

○教育長（入月一巳君）

本日は、議会開会中にもかかわらず、このような機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

私は、この3月末日をもちまして、教育長の任期を終えますが、この3年間、佐野町長の下、教育長職として南部町の教育行政に関わらせていただいたことに対しまして、心より感謝とお礼を申し上げます。

歴史と文化と教育の町を標榜する佐野町長の下、教育振興基本計画に示された広い視野を持ち、ふるさと南部を支える人づくりを目指し、一流の南部町教育を心に秘めながら、私なりに努力してまいったつもりでございます。しかしながら、私の力不足ということもございまして、十分目的を達成することができなかったことに対しまして、衷心よりおわび申し上げます。

退任を前に思うことですが、中国のことわざに「1年の計は田を耕すにあり、10年の計は木を植えるにあり、100年の計は人を養うあり」という言葉があります。

学校教育、生涯教育が人材育成のために一層、その機能が発揮されることを強く願っております。

佐野町長をはじめ、議員の皆さま方には人口減少がますます進む中、多様化する町民意識、要望をどのように整理し進めるべきか、その判断が大変難しい時代かと思っております。

しかし、町民から選ばれし者として、明るく住みよい町づくりのためにどうかご壮健でご活躍くださいますよう、心から祈念申し上げます。

結びになりますが、議員の皆さま方には、時には厳しい意見をいただきましたが、南部町の教育を真剣に考え、そしていつも温かい励ましの言葉をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、過日は新教育長の選任にご同意いただき、誠にありがとうございました。後顧の憂いなく退任できますことに感謝申し上げます。

今まで本当にありがとうございました。

以上で、退任のあいさつとさせていただきます。

○議長（望月光彦君）

ご苦労さまでございました。

以上で、入月教育長のあいさつを終わります。

入月教育長には、3年間大変お疲れさまでございました。

長年の教員の経験を生かし、学校教育では子どもたちに望ましい教育環境を整えるため、ICT教育の推進や、ふるさと教育など、教育支援センター事業の充実、令和4年度の南部中学校の自主防災組織の創設に当たってのバックアップや、今年度の小学校の適正配置では、保護者や地域の方に寄り添いながらの合意形成に尽力されました。

また、町内小中学校長には、教育に対する熱い思いを印刷物「つれづれ」として毎月独自に発行されていたと伺いました。各学校長は自身の学校運営に大いに参考にされたことでしょう。

生涯学習では、アルカディア多目的広場や総合センターの建設に携わり、またあいさつ日本一のまちづくりを掲げ、学校、地域、職場でのあいさつ運動を推進し、活動内容はメディアでも大きく取り上げられ、取り組みは町内に浸透しつつあります。

在任中、多くの期間は、コロナ禍の中でありましたが、その卓越した腕前をもって、学校教育と生涯学習の両面にわたり南部町教育の推進に邁進された3年間のご活躍に、改めて敬意と感謝を申し上げます。

これからも健康には十分留意されて、ご活躍されることをご祈念申し上げます。

以上で、本日の日程が全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日で閉会とすることに決定いたしました。

令和6年南部町議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

議員の皆さまは、控え室にご参集ください。

閉会 午前11時02分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年3月15日

南部町議会議長

望 月 光 彦

会議録署名議員

高 橋 茂 広

会議録署名議員

遠 藤 光 宣

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹

